

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際の平和と安定に対する取組				番号	⑦						
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い		今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。							
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額						
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額			3年度 概算要求額			
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際の平和と安定に対する取り組みに必要な経費			28,917,873			30,945,231		
	一般	外務本省	分野別外交費	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費			4,738,024			4,676,732		
	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費			54,266,612			54,363,429		
	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費			206,750			227,714		
	小 計				一般会計		88,129,259			90,213,106		
						<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計								
					<		> の内数	<		> の内数		
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの												
	小 計				一般会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
合 計				一般会計		88,129,259			90,213,106			
					<		> の内数	<		> の内数		
				特別会計								
					<		> の内数	<		> の内数		

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組 (モニタリング)

令和2年度事前分析表（モニタリング）

（外務省2-Ⅱ-1）

施策名（※）		国際の平和と安定に対する取組				
施策目標	我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。					
	1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②）					
	2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進する。（①、②）					
	3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②）					
	4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②）					
	5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②）					
	6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②）					
	7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②）					
	8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②）					
	9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②）					
	10 IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②）					
	11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②）					
目標設定の考え方・根拠		我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。				
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算 (a)	2,742	2,879	2,970	3,052
		補正予算 (b)	60	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	2,802	2,879	2,970	
	執行額 (百万円)		2,683	2,709	2,632	
同（分担金・拠出金）	区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算の状況（百万円）	当初予算 (a)	—	—	—	85,077
		補正予算 (b)	—	—	—	
		繰越し等 (c)	—	—	—	
		合計 (a+b+c)	—	—	—	
	執行額 (百万円)		—	—	—	
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	総合外交政策局	政策評価実施 予定時期	令和 3 年 8 月	

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要施策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 6 （2）情報発信の強化
（4）知的基盤の強化
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 2 章 5. （6）外交・安全保障①外交
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

測定指標 1－1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から、平成 29 年度とほぼ同規模の補助金事業を実施する。また、同補助金事業を通じ、政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ、調査報告書や政策提言の提供を受けることで、有益な情報を随時収集する。
- 2 平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台として、報告書を取りまとめる。また、同報告書を活用し、同研究会メンバーと協力し、在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等、戦略的に発信を行う。同時に、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げ、平成 30 年度内に報告書を取りまとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成 29 年度に採択した 11 件の事業を継続案件として実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、歴史国際研究支援事業においては、外国の研究者も参加する形で歴史の共同研究を進め、成果として 20 世紀の東アジアに関する論考集をまとめるに至った。領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施（於：東京（10 月）、パリ（平成 31 年 1 月）、ロンドン（平成 31 年 2 月）、及び京都（平成 31 年 3 月））、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の 4 分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については、平成 30 年度の新たな動きも踏まえたものとするため、各有識者で加筆修正を行い、令和元年度に引き続き報告書の取りまとめを行うこととした。

令和元年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、平成 30 年度と同規模の補助金事業を実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信とともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。完成した報告書はマスメディアや外務省ホームページを通じて広報する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成 29 年度から開始された 10 件の事業を継続するとともに、令和元年度から新たに 1 件の事業を実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施（於：サンフランシスコ（5 月）、京都（11 月）、ワシントン D.C.（11 月）及び東京（12 月に 2 件及び令和 2 年 1 月）、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携、の 4 分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については、原稿の一部が未執筆である。令和元年度の新たな動きも踏まえたものを、令和 2 年度に取りまとめることとした。

令和 2 年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、新たな分野として「新領域（サイバー・宇宙・AI）をめぐる問題」を含む 5 分野 13 件の事業を実施する。企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、令和元年度と同規模の補助金事業を実施する。諸外国シンクタンク・有識者との連携強化をはかるとともに日本人研究者（特に若手・中堅）の英語での発信力強化をめざす。また、補助金事業の成果（報告書等）については、迅速かつ分かりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信を進めるとともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き、有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、可能な限り、令和 2 年度中に新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携も強化することが必要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

国際世論の形成に民間のシンクタンクの役割がますます重要となっている昨今、政府が国内シンクタンクと連携し、オールジャパンでの外交力強化を目指すためには、令和元年度とほぼ同規模かつ令和元年度の成果を土台とした国内シンクタンクの育成強化に取り組み、対外発信機能や政策提言能力を強化することが重要である。

測定指標 1－2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - （1）効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載、一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために、業者選定の際、デザイン力も審査の対象とする。
 - （2）英語全訳版を作成・公表する。
 - （3）利用者の利便性を向上させるため、索引、略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホームページを通じた発信は、具体的には①ホームページ上でのリンク掲載、②可能な部分については、データの二次利用が簡易となる CSV 形式での掲載、及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう、レスポンス・ウェブ形式で掲載する。
 - （4）有識者から外交青書に関する意見等を入手し、より質の高い、読者の目線に立ったものとする。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第198回国会外交演説（平成31年1月28日）、「ラウンドテーブル・ジャパン」（注）における河野外務大臣スピーチ（7月19日）等）。第198回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
（注）民間主催による国際会議で、日本の政策決定に関わる政界、財界及び学界の有識者のほか、海外の企業関係者等が参加した。河野外務大臣は「激動する世界の中の日本」をテーマにスピーチを行った。
- 2 平成29年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成30年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - （1）平成30年度から業者の入札方法を一般競争入札（総合評価落札方式）に変更し、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。
 - （2）英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信を行った。
 - （3）外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。また、可能な部分についてデータのCSV形式での掲載及び全体についてレスポンス・ウェブ形式で掲載した。
 - （4）外交関係雑誌の編集長とより魅力的な誌面作りについて意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - （1）外交をより身近に感じてもらえるよう、写真を活用した巻頭特集を新たに掲載する。
 - （2）主な外交課題について、我が国のこれまでの取組や主張に対し理解を深められるよう、分かりやすくまとめた囲み記事及び関連資料を新たに掲載する。
 - （3）巻末の資料編に、外務省採用情報やJP0制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を新たに掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。
 - （4）巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を新たに掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
 - （5）英語全訳版に加え、フランス語要約版及びスペイン語要約版を新たに作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた（第201回国会外交演説（令和2年1月20日）、日本国際問題研究所主催「第1回東京グローバル・ダイアログ」における茂木外務大臣外交政策演説（令和元年12月2日）等）。第201回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 平成30年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和元年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - （1）令和元年度も引き続き一般競争入札（総合評価落札方式）で業者入札を行い、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。
 - （2）英語全訳版の作成・公表のほか、新たにフランス語及びスペイン語の概要を作成し外務省ホームページに掲載することにより対外発信を行った。
 - （3）外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。可能な部分についてデータのCSV形式での掲載及び全体についてレスポンス・ウェブ形式で外務省ホームページに掲載した。

令和2年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的

な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。

2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。

- (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、巻頭特集では、写真を活用し、G20 大阪サミットや TICAD 7 始め外交イヤーとなった 2019 年の大型外交行事等を取り上げる。巻末の資料編に、外務省採用情報や JPO 制度（国際機関への若手日本人派遣制度）情報を掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。
- (2) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
- (3) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を引き続き作成し、外務省ホームページ上で公表する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

中期目標である中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につなげるため、適切である。

年度目標について、外務大臣の演説では、中長期的な視点に立ち、我が国の外交政策に対する理解を増進すべく、戦略的に対外発信することが重要である。外交青書については、国民にも親しみやすく分かりやすい、かつ資料的価値も高い内容とし、日本語版からあまり間を置かずに英語全訳版を作成・公表することに加え、フランス語及びスペイン語での発信も、世界における両言語使用者数及びアフリカ及び中南米諸国との連携強化の重要性に鑑み、外交政策の対外発信上重要である。

参考指標 1：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	61 件	38 件	38 件

参考指標 2：民間研究者との研究会の開催回数

	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	4 回	3 回	0 回

参考指標 3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数／採択企画数)

(注) 平成 30 年度は事業としては新規公募の実施なし。	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	3.7 倍	－ (注)	8.0 倍

参考指標 4：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数

(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2016～2018」)	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	4	4	4

参考指標 5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

(出典：外務省)	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①日本語版	7,400 部	7,100 部	7,000 部
②英語版	4,500 部	4,100 部	4,000 部
③アクセス数	125 万件*	157 万件*	178 万件

* 暦年でカウント

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)		当初予算額 (単位：百万円)		行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
① 中長期的及び総合的な外交政策の企画立案 (*)	1 補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や研究会等を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。				1-1
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。				1-2
	35 (34)	37 (33)	36 (33)	35	047
② 外交・安全保障調査研究事業費補助金 (平成 25 年度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型的外交を促進し、もって我が国の国益の更なる増進を図る。				1-1 1-2
	539 (519)	524 (511)	525 (506)	555	048
③ 国際共同研究支援事業費補助金 (平成 28 年度)	日本の民間研究機関による世界各国の研究者との歴史に関する共同研究及びその成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支える国内の知的基盤と海外の諸機関とのネットワークを強化して、国際社会の相互理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・歴史に関する研究活動を支援する。 こうした取組を通じて、日本の領土・主権問題や東シナ海情勢をめぐる一方的な主張や行動に適切に対応し、認識の差が外交上の問題となる歴史に関して、知見や経験に基づく議論を展開し、国際社会における相互理解の深化及び国際社会の中長期的な安定を図る。				1-1 1-2
	544 (537)	547 (537)	514 (507)	510	049
④ T20 開催経費 (令和元年度)	T20 (Think 20) とは、G20 のエンゲージメント・グループ (アジェンダや機能毎に形成された、政府とは独立した団体) の 1 つであり、G20 の「アイデア・バンク」として位置付けられ、G20 各国のシンクタンク関係者等から構成。年間を通じて約 10 のタスク・フォースに分かれて議論し、T20 本会合において提言書をまとめ、G20 に提言を提出する。G20 加盟国の研究機関関係者、国際機関の長等約 500 名程度の参加者により構成され、持続可能な開発、国際金融、気候変動・環境、インフラ投資、アフリカ開発、貿易投資などについて議論し、G20 大阪サミットに向けた政策提言を提出することを目的としている。 こうした取組を通じて、G20 大阪サミットにおける議論を充実させるとともに、研究機関・シンクタンク等の能力強化を図る。				1-1
	—	—	146 (79)	0	050

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、ミュンヘン安全保障会議等の国際会議、また、二国間対話の実施や民間レベル（トラック２）の枠組みへの参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
 - 六 外交・安全保障（積極的平和主義）、（安全保障政策）、（国際社会の課題解決）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
 - 日米同盟、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、近隣諸国との外交、緊迫化している中東情勢への取組
- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
 - Ⅱ 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
 - Ⅲ 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - Ⅳ 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
 - 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
- ・第 3 期「海洋基本計画」（平成 30 年 5 月 15 日 閣議決定）
 - 第 1 部 2. 2－2.（4）北極政策の推進
 - 第 1 部 2. 2－2（5）国際連携・国際協力
 - 第 2 部 1.（2）我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
 - 第 2 部 1.（3）国際的な海洋秩序の強化
 - 第 2 部 7.（2）国際協力
- ・「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定）
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日 閣議決定）
 - 1. 策定の趣旨・背景
 - 2. サイバー空間に係る認識
 - 4. 目的達成のための施策

測定指標 2－1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *

中期目標（--年度）

平成 28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

平成 30 年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。

- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合 (ISM)、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国 (平成 29 年 8 月～令和 2 年夏) として、不拡散をテーマに第 10 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM (於：ソウル) を開催した。令和元年は原子力の平和的利用をテーマにインドネシアで、令和 2 年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催することが決まった。
- 2 平成 31 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに対する支持の拡大、欧州諸国も含むインド太平洋地域における防衛協力の進展等について日本の立場を説明した。また、ARF のトラック 2 (アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)) 及びトラック 1.5 (ASEAN 地域フォーラム・専門家/賢人 (ARF・EPPs) 会合) の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。ARF・EPPs 会合については、平成 31 年 2 月に、共同議長国として初めて日本で第 13 回会合を開催し、ARF に対する提言を採択した。このほか、政府としてアジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ) (6 月)、豪地域安全保障協会 (IFRS) 主催戦略対話 (9 月)、ハリファックス安全保障フォーラム (11 月) に出席した。なお、北東アジア協力対話 (NEACD) は、前回開催が平成 30 年 3 月だったため、平成 30 年度の開催はなかった。
- 3 12 月にフランス、平成 31 年 2 月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し、活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。

令和元年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD) 等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合 (ISM)、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国 (平成 29 年 8 月～令和 2 年夏) として、原子力の平和利用をテーマに第 11 回 ARF 不拡散・軍縮 ISM (於：インドネシア) を開催した。令和 2 年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催する予定。
- 2 令和 2 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進、特に 3 つの連結性 (物理的連結性、人的連結性、制度的連結性) の改善の重要性等を発信した。また、ARF のトラック 2 (アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)) の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府として省庁間で連携し、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ) (5 月)、豪地域安全保障協会 (IFRS) 主催戦略対話 (9 月)、ハリファックス安全保障フォーラム (11 月) に出席し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んだ。
- 3 9 月に日米豪印閣僚級協議を実施し、自由で開かれ繁栄し、包括的なインド太平洋を推進するための共同の努力等について活発な意見交換を行い、各国との間で協力を強化した。

令和 2 年度目標

- 1 ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD) 等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及

びトラック 2 の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。

- 3 各国との外務・防衛当局間（PM）協議や日米豪印協議等の二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、省庁間・部局間で連携しつつ、ARF 関連会合を始めとする国際会議等への参加を通じて、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標（--年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

平成 30 年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - （1）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - （2）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - （1）アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - （2）我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために、ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター（日本も拠出した世界海事機関（IMO）の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設）でのセミナー開催や、日本国内での JICA の課題別研修を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
- （2）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与した。
- 2（1）5 月に ReCAAP 情報共有センターと共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国の ReCAAP 加入を働きかけるとともに、ReCAAP の活動の活性化に向けて米国や英国等の対 ReCAAP の政府代表の訪日の機会を利用して積極的に意見交換を実施した。また、海上保安庁等と協力してシーレーン沿岸国への能力構築支援を実施した。
- （2）ARF 海上安全保障 ISM の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して 3 回参加し、我が国の立場を発信した。また、12 月の第 6 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた地域の海上法執行機関への能力構築支援を含む我が国の取組を積極的に発信するとともに、会合のフリンジ等において、同会合の活性化に向けた今後の方向性等につき意見交換を実施した。

令和元年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター（日本も拠出した世界海事機関（IMO）の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設）でのセミナー開催（9月、10月及び令和2年3月、合計約80名参加）や、6月の日本国内での JICA の課題別研修（周辺地域からはジブチ及びソマリアが参加）を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
 - (2) 6月のソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び5月の作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与したほか、国際社会の動向につき必要な情報収集を行った。
- 2 (1) ReCAAP 情報共有センターに拠出し、同センターによる締約国に対する能力構築支援活動を支援した。9月にシンガポール及び ReCAAP 情報共有センターとの共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国との協力実績を作るとともに、両国に対して ReCAAP 加入を働きかけた。
 - (2) ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して4回参加し、我が国の立場を発信した。さらに、令和2年2月には東京において「第2回海洋状況把握（MDA）の国際連携に関する ARF ワークショップ」を開催し、ベトナムとともに共同議長を務めた。日本からは、外務省、内閣官房国家安全保障局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局、文部科学省、防衛省、海上保安庁等の関係者が参加した。ASEAN を中心とする参加者からは、海賊、テロ、違法漁業等の海洋をめぐる課題への対処における MDA の活用や国内関係機関間の協力体制、国際連携の取組等について発表があった。日本からは、海上保安庁が衛星を用いた海洋監視体制等について紹介した。各セッションでの活発な議論を通じ、MDA に関するベストプラクティス等を共有するとともに、今後、国際的な連携を更に強化していくことで一致した。

令和2年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

(1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。

(2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡やスルー海・セレベス海などが存在するアジア地域における海上交通の安全が確保されているかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体で対処することが不可欠であるため、我が国自衛隊による海賊対処行動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等を引き続き実施することが重要である。

測定指標 2－3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標（一年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

平成 30 年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会 (AC) を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記 1 の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国と北極海沿岸国、その他の関係国・機関を含む 10 か国・機関による、中央北極海の魚類資源の保存及び持続可能な利用確保に向けた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に署名した。AC 関連会合や北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題に関与していくこと、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。

10 月の北極サークルでは、日本の外務大臣として初めて出席した河野外務大臣が、北極をめぐる課題の対応に積極的に参画する旨を強調した。また、同月の第 2 回北極科学大臣会合では、柴山文部科学大臣が北極における研究分野の取組や、北極の変化を理解するためには観測データの共有も

必要であることを、科学研究を含む我が国の強みを交えつつ発信した。

- 2 EU、デンマークとの北極協議では、北極研究の具体的な取組等に関する意見交換を行い、相互の北極政策の理解促進や協力関係を強化した。
- 3 河野外務大臣は、北極サークルにおける基調講演で、(1) 科学研究、(2) 持続可能な経済利用、(3) 法の支配に関する我が国の具体的な取組を紹介し、国際社会にとって「望ましい北極」を実現するために、我が国が全てのステークホルダーと協力を進めることを国際社会に対して発信した。また、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することについて参加国の了承を得て、開催に向けた準備を開始した。

令和元年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 AC 関連会合や6月の北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題への関与や、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
- 2 10月の北極サークルでは、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することを踏まえ、北極担当大使から日本の北極に係る科学的な取組等などについてスピーチを行った。
また、9月にアイスランドからグンナルソン AC 高級北極実務者会合議長を、12月にアラスカ先住民グループを日本に招へいし、日本の北極への取組に対する理解促進等のため、日本の北極研究者等との意見交換や交流の機会を設けた。
- 3 我が国は、11月に開催された AC 高級北極実務者会合にオブザーバー国として出席し、国家的プロジェクト「北極域研究推進プロジェクト」(ArCS) の下での調査活動による北極域研究への地道な貢献、9月の国立極地研究所ニーオルスン新基地の開所式等、我が国の北極に係る取組について発信した。
- 4 6月の AC 「緊急事態回避、準備及び対応作業部会」(EPPR) 第1回会合に、我が国から初めて海上保安庁が傍聴参加した。同庁では、今後同作業部会でどのような貢献ができるか検討が進められている。12月の第2回会合に際しては、引き続き海上保安庁が傍聴参加したほか、内閣府（原子力防災）が、我が国の東電福島第一原子力発電事故の経験に基づく原子力災害時の危機管理体制、法的枠組み、災害対策訓練及び会議の実施状況につき報告を行った。

令和2年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレイヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC 議長国アイスランドと東京で今後共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化をはかる。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、第3回北極科学大臣会合やその機会を捉えて開催予定であるサイドイベント等を通じて、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

地球温暖化による北極の環境変化が先住民や生態系に与える影響が懸念され、国際社会の北極への関心が高まっている。我が国は、北極をめぐる課題における主要プレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指しており、北極の環境変化のメカニズムを解明するため科学研究面で積極的に役割を果たしていくとともに、北極の生態系や先住民の生活を尊重しつつ、持続可能な経済活動を追求していくことが重要である。

第3期「海洋基本計画」（平成30年5月 閣議決定）において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置づけられ、「我が国の北極政策」（平成27年10月 総合海洋政策本部決定）を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、ACを始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標（一年度）

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

平成30年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、様々な国際会議の場において、日本のサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 サイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）を立ち上げるための米国主導の国連決議の共同提案国となったほか、国連の下でのオープン・エンド作業部会に向け、引き続き各国と連携していくことを確認した。また、G7伊勢志摩サイバーグループ会合及び二国間協議等の機会を捉え、米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国との間で緊密に意見交換を行い、サイバー空間における脅威認識等を共有するとともに、これまでのGGEで合意されたサイバー空間における責任ある国家としての行動規範の履行に向け一層努力し、第三国に対して本規範に関する理解を促進していくことの重要性を確認した。
- 2 平成29年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案についてARFメンバー間での合意形成に貢献した。
- 3 フランス、米国、韓国、イスラエル、豪州及びインドとの間でサイバー対話・協議を行い、うち3か国との間で共同ステートメントを発出した。英国との間では、平成31年1月の日英首脳会談を受けて、第5世代移動通信システム（5G）等のセキュリティ等に関する協力を含む事項について議論することで一致した。また、サイバー対話・協議を行っている国及びASEAN加盟国の計27か国の在外公館に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）作成のサイバーセキュリティ戦略の広報パンフレットを配布し、日本のサイバーに係る取組について発信した。

令和元年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、令和元年に設置されたサイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）のメンバーとして選出され、サイバー空間における国際法の適用や責任ある国家の行動に関する規範などに関する議論をリードするとともに、同じく同年に新たに設置された国連オープン・エンド作業部会（OEWG）においても、GGE での議論との相互補完性にも留意しながら積極的に法の支配の推進、信頼醸成措置及び能力構築支援等サイバーセキュリティに関する幅広い課題に対処するための議論に貢献している。9 月には、米国が主催したサイバーセキュリティに関する閣僚級会合に出席し、サイバー空間における責任ある国家の行動の枠組みに反して行動する国家に責任を負わせるために協力するとの共同声明に支持を表明し、責任ある国際社会の一員として、各国と連携しながら自由、公正かつ安全なサイバー空間の維持のために主導的な役割を果たしていくとの日本政府としての立場を発信した。
- 2 平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献し、令和元年には、コンタクトポイントの設置に係る新たな信頼醸成措置について一致するなど、その取組が着実に進展した。
- 3 EU、フランス、ロシア、米国及び英国との二国間、並びに中国・韓国との三国間でサイバー協議を実施し、うち EU、フランスとの間では、開かれた、自由、公正かつ安全なサイバー空間へのコミットメントを支持する共同ステートメント及び声明を発出した。

令和 2 年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G 7 や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、次回開催予定の第 3 回 ARF 会期間会合及び第 6 回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、サイバー空間においても、実空間と同様に、法の支配が貫徹されるべきであり、そのための外交的取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

今後、サイバー空間が安全で信頼できる空間として持続的に発展していくためには、引き続き、既存の国際法の適用及び規範の形成が不可欠である。また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要であり、平成 29 年度に設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合は、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を進展させ、紛争や危機の防止に寄与することが期待される。さらに、サイバー外交を推進するに当たっては、国内外を問わず、様々な会議・シンポジウムの場において、省庁横断的に日本政府としての取組を発信することが重要である。

測定指標 2－5 ARF 関連会合への我が国の出席率（注）

(注) 外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合（年 10 回程度）の出席率。	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	100%	100%	100%	100%	100%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ARF を通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって、ARF 関連会合への出席率という指標を用いることは、施策の進捗を定量的に把握する上で、一定の意義があるため。

ARF における日本のプレゼンスを維持することが重要である一方、特定の分野に特化し、かつ専門性の高いワークショップ等について、我が国の参加が必ずしも効果的な地域の信頼醸成に寄与するものではないと考えられるものも増加しつつある。このため、外務省及び防衛省主管の会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合について漏れなく出席することを目指す。これまでの出席状況及び我が国にとっての重要性等を踏まえて、上記目標を設定した。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
① 安全保障政策全般に係る外交政策立案 (*)	安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与する。				2-1 2-5
	18 (23)	19 (18)	20 (14)	11	051
② ARF トラック 1.5 及び 2 関連経費 (平成 27 年度)	ARF のトラック 1.5 及びトラック 2 に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託のほか、CSCAP 総会、CSCAP 運営委員会及び ARF 専門家・賢人（ARF・EPPs）会合等に参加し、地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方や安全保障分野での取組を発信する。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。				2-1
	4 (2)	5 (7)	3 (2)	3	053
③ 我が国安全保障政策の理解促進経費 (平成 27 年度)	各国のシンクタンク等開催のシンポジウムやセミナーに外務省幹部や日本の有識者を派遣して我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信を行い、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進する。 こうした取組により、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下での国家安全保障戦略、新たな防衛大綱、「平和安全法制」といった我が国の安全保障政策の理解促進に寄与する。				2-1
	10 (4)	7 (5)	4 (1)	5	052
④ 海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費 (*)	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP・ISC への人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。 これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2

	—	—	—	—	—
⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費 (平成 29 年度)	地球温暖化による北極の環境変化に伴い、近年国際社会の関心が高まっている北極問題に関し、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。 これらの取組を通じ、北極圏諸国を含む関係国との具体的な協力案件を通じた北極に関する協力関係の強化及び観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国への積極的な発信を進め、我が国が主要プレイヤーの一つであるという認識を高めることに寄与する。				2-3
	2 (10)	6 (4)	6 (9)	4	055
⑥サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費 (新規) (令和 2 年度)	ASEAN 地域フォーラム (ARF) におけるサイバーセキュリティに関する諸問題を総括して議論する場として、ARF ワークプランの包括的な実施を通じて ARF メンバーの協力を強化し、平和で安全で公正かつ協力的なサイバー環境を発展させ、相互の信頼醸成を促進する。 こうした取組は、近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、ARF メンバー国間の信頼醸成を通じて、地域全体のサイバーセキュリティの向上に資する。				2-4
	—	—	—	2	新 02-003
⑦サイバー政策専門員 (平成 26 年度)	①国のサイバー戦略、政策、サイバー攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関や NGO 等が公表するサイバー関連文書の分析資料等の作成、③サイバー関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④官民連携に関する情報収集や企画、⑤国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成、⑥インターネットガバナンスに関する情報収集や今後の在り方の検討に従事する専門員を雇用する。 こうした取組は、近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高まっている中、サイバー空間に関する国際的な規範の在り方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。				2-4
	3 (3)	3 (3)	3 (3)	5	054
⑧アジア海賊対策地域協力協定拠出金(任意拠出金) (平成 18 年度)	本拠出金は、我が国の海洋安全保障にとって極めて重要なマラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策のための地域協力に使用されている。 我が国はアジア海賊対策地域協力協定の作成を一貫して主導した。平成18年に本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ISC)は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関、更には海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとするほか、海賊等対策での地域・国際協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、能力構築ワークショップ等を開催し、さらに他国と日本の海上保安庁が行う合同訓練に参加するなど、各国海上保安当局の海賊対策に係る能力向上・連携強化に努めている。 また、我が国は、本拠出金により、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む2名の職員を派遣することにより、人的な貢献も行っている。こうした我が国の取組を通じてアジアの海洋安全保障に寄与している。				2-2
	50 (50)	53 (53)	53 (53)	43	210
⑨国際海事機関拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワーク強化及び海洋安全分野における地域協働関係構築のためのジブチに所在するジブチ地域訓練センター (DRTC) におけるワークショップの開催、DRTCの持続的運営のための事務局機能強化支援に使用されている。 本件の拠出は、国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威である海賊行為				2-2

	を始めとする海上犯罪に対する沿岸国の対処能力向上を通じて、右事案発生件数の抑制、ひいては日本関係船舶を含む船舶の上記海域の航行の安全確保に寄与する。					
	55 (55)	34 (34)	15 (15)	0	245	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・ 平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
- ・ 「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
- ・ 第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日）
- ・ 第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
- ・ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年 2 月 9 日、10 月 21 日、11 月 15 日、平成 29 年 3 月 22 日、平成 30 年 2 月 16 日、平成 30 年 5 月 18 日、令和元年 5 月 17 日、令和 2 年 5 月 22 日 閣議決定）
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
グローバルな課題への一層の貢献
- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
(積極的平和主義)
- ・ シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成 31 年 4 月 2 日 閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年 11 月 12 日 閣議決定）
- ・ 南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年 12 月 20 日 閣議決定）
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（一年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

平成 30 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5 月に実施計画の変更を閣議決定し、令和元年 5 月末まで延長した。
- 2 シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等、国連 PKO と類似の活動を行う多国籍部隊・監視団（MF0）からの要請を受け、新規派遣としては 8 年ぶりに、国際平和協力法に基づき、司令部要員として自衛官若干名の派遣の可能性を検討することになり、平成 31 年 2 月、2 名を派遣する方向で準備する旨の発表をし、派遣実現に向けた準備を行った。

令和元年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。具体的には、多国籍部隊・監視団（MF0）への自衛官派遣を実施し、中東の平和と安定に貢献し

ていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5 月に実施計画の変更を閣議決定し、令和 2 年 5 月末まで延長した。
- 2 (1) 4 月に多国籍部隊・監視団 (MF0) に司令部要員として自衛官 2 名を派遣することを閣議決定し、同月、派遣を開始した。
(2) さらに、12 月には、南スーダンの平和と安定のための取組を仲介してきた政府間開発機構 (IGAD) に対し、一時的な宿営場所の設置のために使用されるテント等の物資を無償譲渡することを閣議決定し、令和 2 年 1 月、これを実施した。

令和 2 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団 (MF0) への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連 PKO 等の要員数も増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり、この実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

南スーダンの安定と国づくりや、中東地域の平和と安定への貢献の継続・拡充に加え、国連平和維持活動や国際連携平和安全活動等への新規派遣、派遣の規模及び任務の更なる充実、物資協力等の検討及び実現という目標の達成は、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。

測定指標 3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

平成 30 年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第 4 委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 国連アフリカ早期展開支援プロジェクト (ARDEC) への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力（パートナーシップの拡大）を国連と協力しつつ追求する。さらに、医療分野やインド太平洋諸国における PKO 分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも、国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。
- 3 国連 PKO 通信学校プロジェクトにつき、国連 PKO の通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 29 年 12 月に作成された「国連 PKO 要員の安全性の向上に関する報告書」（いわゆる「クルス報告書」）を受けて、国連事務局は、国連 PKO ミッションの本部及び現場レベルの実施計画（アクション・プラン）を作成した。また、より包括的な国連のイニシアチブとして、グテーレス国連事務総長は平成 30 年 3 月に「PKO のための行動」（Action for Peacekeeping : A4P）イニシアチブを発表し、9 月の第 73 回国連総会ハイレベル・ウィークにおいて、A4P に関するハイレベルイベントを主催、共同コミットメント宣言を発表した。これについて、我が国を含む約 150 か国が承認し、河野外務大臣は、同事務総長の下での PKO 改革の努力を支持し、我が国の PKO 分野の取組についてステ

ートメントを行った。

また、平成 31 年 2 月から 3 月にかけて開催された PKO 特別委員会において、国連で重視されている PKO 要員の安全確保、オペレーション能力の向上、警察、アフリカ PKO の能力、フィールド支援、訓練とベストプラクティス等について議論したほか、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクト（注）の実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大を各国に呼び掛け、多くの賛同を得た。なお、これまで、スイスとブラジルが教官派遣を通じてパートナー国となっているが、今回、イスラエルが医療分野の訓練のために財政支援を行った。

（注）国連と支援提供国（例：日本）が連携（例：財政支援、人的支援等）し、要員派遣（予定）国の要員に対し、訓練を実施するもの。

- 2 国連 PKO の能力構築支援について、平成 29 年度補正予算を得て、「国連アフリカ早期展開支援プロジェクト（ARDEC）」をアジア及び同周辺地域に拡大するとともに、医療分野の能力構築支援を行うことが決まった。これに伴い、プロジェクト名を「国連 PKO 支援部隊早期展開プロジェクト（RDEC）」に変更した。

平成 29 年度に引き続き、国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局（平成 31 年 1 月から国連オペレーショナル支援局に改称）と協力して、RDEC におけるアフリカの財政支援及び人的支援を実施した。具体的には、必要な重機等のリース及び施設整備に加え、6 月から 10 月にかけて計 2 回（各回 12 週間）、自衛官等計 42 名を教官としてケニア国際平和支援訓練センターに派遣した。また、対象国を西アフリカ諸国にも拡大し、ガーナ、シエラレオネ及びナイジェリアの施設要員 80 名を対象に国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

また、11 月から 12 月にかけてハノイ（ベトナム）近郊で実施したアジア及び同周辺地域を対象とした試行訓練に自衛官等 20 名を教官として派遣し、9 か国 16 名の施設要員（ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン及びミャンマー）を対象に、国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

医療分野の訓練については、その内容や実施場所について引き続き国連と協議するとともに、別途財政支援を行った国連応急救護上級訓練コースに陸上自衛官を教官として派遣した。

- 3 PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」において、463 名（9 月時点）の訓練実施を支援した。また、女性の PKO 参加の推進の一環として、10 月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、20 か国から 25 名の女性軍人・警察官が参加した。
- 4 国連からの要請に基づき、国連平和活動局が実施する「国連 PKO 即応性向上事業」を、平成 30 年度補正予算によって支援した。これにより、国連の求める高い能力と即応性を確保するための取組を支援し、国連 PKO における各国部隊のパフォーマンス向上の基盤となった。

令和元年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、第 74 回国連総会の機会を活用して議論に参加するほか、国連総会第 4 委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクトの下での国連 PKO 支援部隊早期展開支援プロジェクト（RDEC）への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力（パートナーシップの拡大）を国連と協力しつつ追求する。さらに、RDEC の下でのアジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を本格化するとともに、対象分野を拡大して支援を決定した医療分野の訓練を具体化する。
- 3 国連平和活動局による「国連 PKO 即応性向上事業」をより効果的に実施するため、我が国の能力構築支援事業との連携を図り、能力不足が明らかになった部隊に対する助言や支援の実施につなげていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 第 74 回国連総会での議論を見据えて、国連総会に先立ち、国連 PKO 関係者との意見交換を行うとともに、令和 2 年 2 月から 3 月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の 8 分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。特に、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクトの実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言が報告書に記載されるなど多くの賛同を得た。

- 2 国連三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP：Triangular Partnership Project）の下での訓練として、8月から11月にかけてウガンダの工兵要員31名に対する訓練を実施、11月から12月にかけては、ベトナムの工兵要員20名に対して、令和2年2月から3月にかけてはアジア諸国の工兵20名に対する訓練を実施した。また、10月には、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）及び国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の一般要員29名を対象としてウガンダにおいて野外衛生救護補助員訓練（UN Field Medics Assistant Course）を実施した。
- 3 国際連合平和維持活動局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 即応性向上事業」を財政支援し、国連 PKO 派遣を準備する各国の多岐にわたる軍種を対象とした部隊能力の評価及び助言のための訪問（AAV:Assessment and Advisory Visit）や早期展開レベルの検証のための訪問（RDLVV:Rapid Deployment Level Verification Visit）の実施を実現した。

令和2年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクト（TPP）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。さらに、同プロジェクトにおけるアジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、対象分野を拡大して支援が決定された医療分野の訓練を本格化する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO 等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後の PKO の在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、国連 PKO 等に対する協力の在り方についての検討や、TPP の下でのアフリカ、アジア及び同周辺地域、医療等の各分野の三角パートナーシップ・プロジェクトへの協力といった目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

測定指標 3－3 平和構築分野における人材育成

中期目標（一年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

平成30年度目標

平成27-29年度の3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ、以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し、修了生への情報提供を行うほか、各種コース内容等の見直しに活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。平成30年度は、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、それぞれにつき定員以上の参加が得られた（全コースの修了者数：計67名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画（UNV）との連携により、平成30年度に実施した各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生16名程度を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを3回実施した。また、各コース参加者及び修了者に対して、一斉にアンケート調査を実施して支援ニーズの綿密な把握に努めつつ、国際機関の求人情報などの情報提供を行った。そのほか、受託業者を通じて有識者複数名のニュー

ヨーク出張を実施し、平和構築分野の人材ニーズや求人状況等について、国際機関の日本人職員や人事担当の上級職員からの聞き取り調査を行った。

平成 28 年度の日本人修了生 15 名（（注）平成 28 年度に国内研修修了、平成 29 年度に UNV として国連諸機関等へ派遣、平成 30 年度までに派遣終了。）は、国際機関（11 名）、JICA（1 名）、大学（1 名）等へ就職した（平成 31 年 2 月末時点）。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO））や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC、平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行））及び平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（平成 19 年度から平成 28 年度までのプライマリー・コース累計修了者数：149 名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：120 名）。

令和元年度目標

平成 30 年度から 3 か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の 1 年目の結果を踏まえ、2 年目は以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。令和元年度も、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、様々なキャリアを有する参加者を集めることができた（全コースの修了者数：計 34 名）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画（UNV）との連携により、令和元年度に実施した若手人材向けコースの修了生 14 名を約 1 年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNV との調整等を行った。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを 1 回、令和 2 年 2 月 18 日から 19 日にかけて広島市内で実施した。また、受託業者を通じて有識者数名を国連 PKO に関する海外のシンポジウムやフォーラムに派遣し、平和構築分野の世界的な潮流（含む人材ニーズ）の把握に努める一方で、コース内容の充実化や講師の発掘という観点から、他の人材育成機関との接触を重ねた。さらには、受託業者を通じて有識者のニューヨーク出張を実施し、国際機関の日本人上級職員から事業内容の改善や充実化に向けた提言等の聞き取り調査を行った。

平成 29 年度の日本人修了生 15 名（（注）平成 29 年度に国内研修修了、平成 30 年度に UNV として国連諸機関等へ派遣、平成 31 年度／令和元年度までに派遣終了。）は、国際機関（10 名）、政府機関（3 名）、シンクタンク（1 名）等へ就職した（令和 2 年 2 月末時点）。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO））や国連特別政治ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM）及び国連コロンビア支援ミッション（UNMC、平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション（UNVMC）に移行））及び平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（平成 19 年度から平成 29 年度までのプライマリー・コース累計修了者数：164 名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：117 名）。

令和 2 年度目標

- 1 平成 30 年度から 3 か年で実施している「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の 2 年目までの結果を踏まえ、3 年目は以下を実施する。
 - （1）より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
 - （2）平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。具体的には、これまでに実施した若手対象のコースの修了生（日本人）

について、国際機関等、平和構築及び開発分野における 80%以上の就職率を達成する。

- 2 開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣し、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事させることを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しており、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要である。このため、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

同事業の実施においては、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するとともに、我が国の国際平和協力のより一層の拡充につなげることが重要である。

測定指標 3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」)	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	82%	80.2%	83%	78.3%	83%

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る 83%を前年に引き続き目標値として設定した。

測定指標 3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	20	21	21	14	16

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議を選択しつつ、会議における議論への貢献を目的とする。令和 2 年度は、前年度実績値に基づきつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるため、目標値を 16 とした。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①国際平和協力の拡充 (平成 17 年度)	国際社会の平和と安定に向けて、国連 PKO 等への要員派遣や能力構築支援の強化などを始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。 国際平和協力の拡充は、「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段は、測定指標 3-1 及び 3-2 にプラスに働き、また、測定指標 3-5「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標 3-4「世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的				3-1 3-2 3-4 3-5

	な回答の割合」も増えるものと考えられる。				
	18 (11)	13 (13)	10 (7)	9	057
②平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 (平成 27 年度)	国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築分野に係る関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。研修期間中の支援、また修了後の就職支援を含め、継続的にキャリア構築支援を実施することで、平和構築分野での人材の定着を図り、結果として我が国の国際平和協力の推進・拡充につなげる。				3-3
	129 (126)	129 (129)	131 (131)	137	056
③国際連合平和維持活動局信託基金拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、国際社会の平和と安定に向けて、「国際連合平和維持活動局信託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加する国の要員の能力構築支援に充てられる。 本拠出を通じ、アジア及び同周辺地域の要員派遣国を対象として、施設要員に対する重機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上を目指すとともに、派遣前の各国医療関係者に対する医療のシミュレーション訓練を支援し、医療分野の能力向上を図り、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	4,500 (4,500)	0 (0)	0 (0)	0	239
④国際連合平和維持活動局信託基金拠出金 (国連 PKO 即応性向上事業支援) (平成 30 年度)	本拠出金は、国連のPKO要員の高い能力と即応性を確保するための国連の取組（国連平和維持活動即応能力登録制度(PCRS)）の支援に充てられる。 本拠出金によって、PKO参加予定部隊の軍・警察部隊が国連の基準に沿った能力と即応性を備えていることを確保するとともに、「PKOのための行動(A4P)」に関するハイレベルイベント（平成30年9月）において、PKOミッションのパフォーマンス改善などに積極的に取り組んでいく旨を発表した我が国として資金拠出を行うことによって、国連平和維持活動の実効性を高め、国連による平和維持活動等への取組に積極的に貢献するという目標の達成に寄与する。				3-2
	—	17 (16)	0 (0)	0	249
⑤国際連合ボランティア計画(UNV)拠出金 (平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業)(任意拠出金) (平成 21 年度)	我が国は、平和構築分野における人材育成の取組として「平和構築・開発分野のグローバル人材育成事業」を実施しており、その一環として、毎年、日本人研修員を国連ボランティアとして1年間海外に派遣している。これらの研修員には、平和構築・開発の現場で国連等国際機関の活動に貢献することが求められている。本拠出金は、日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記派遣は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家の育成及びこれらの現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与するとともに、国際機関におけるキャリア形成の足がかりを与えるものでもある。				3-3
	82 (82)	82 (82)	58 (58)	57	339
⑥邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援(任意拠	本拠出金は、開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む WHO、UNICEF、UNDP 等の国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣するための費用に充てられる。 派遣された人材には、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事することを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献することが期待される。				3-3

出金) (令和2年度)	—	—	—	98	新 02- 017
----------------	---	---	---	----	--------------

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた(平成 29 年 12 月)が、ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

・第 201 回国会外交演説(令和 2 年 1 月 20 日)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

平成 30 年度目標

- 1 G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに、アジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれら多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間のテロ対策対話を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTF については、9 月の GCTF 閣僚級会合(於：ニューヨーク)では、途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに、テロの根本原因たる暴力的過激主義対策の両輪にしっかり取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI、我が国(法務省)と国連が共同運営。)及び警察庁からも参加を得て、関係省庁や関連機関と連携した関与を強めた。
- 2 日露テロ対策協議(4 月)、日中テロ対策協議(7 月)、日トルコ・テロ協議(12 月)及び日 ASEAN テロ対策対話(平成 31 年 1 月)を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について、より具体的に活発な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号及び第 2253 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。4 月には米国からの要請を受け、ISIL 及びアル・カーイダ制裁委員会のリストにフィリピン人 2 名を掲載する共同提案国となった。
(2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和元年度目標

- 1 G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信する。また、令和元年に開催される各種国際会議の成果文書にアジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識が適切に反映されるようインプットを積極的に行う。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。

- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTF については、9 月の GCTF 閣僚級会合（於：ニューヨーク）では、我が国は、帰還 FTF 対策のための ASEAN 諸国への支援、テロリストによるインターネット悪用防止等に積極的に取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、法務省や警察庁からも参加を得るなど、関係省庁と連携した関与を強めた。
平成 31 年 3 月のクライストチャーチ（ニュージーランド（NZ））で発生したテロ事案（銃乱射事件。銃撃の様子が SNS 上でライブ配信された。）を受けて、インターネット悪用防止を目的に、フランスや NZ 等により 5 月に立ち上げられたクライストチャーチ・コール及び 9 月の NY でのリーダーズ・ダイアログといったハイレベル・イニシアティブに協力し、また、本件問題に対する国際社会の危機意識の高まりを受け、G20 大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関する G20 大阪首脳声明」の作成に貢献した。さらに、インターネット上でのテロ・暴力的過激主義コンテンツの拡散を共同で防止する目的で設立された IT 企業によるフォーラムである GIFCT の諮問委員会メンバーになった。国内では、官民連携の取組の一環としてプラットフォーム企業との間で、情報共有のための勉強会を立ち上げた。
- 2 日米豪テロ対策協議（4 月）及び日英テロ対策協議（12 月）を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とより強固なるテロ対策協力の可能性について、具体的な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第 1267 号、第 1988 号、第 1989 号、第 2253 号及び第 2255 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また、11 月には、安保理決議 1373 号に基づき、テロリスト等 5 団体（新人民軍、アル・シャバーブ、ISIL シナイ州、ISIL 東アジア及びマウテ・グループ）を資産凍結措置の対象として指定した。
(2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和 2 年度目標

- 1 平成 31 年 3 月来、特にアジアにおいて、大規模なテロが頻発。アジアにおいてテロの形態、背景の多様化が進んでいるとみられるところ、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、強化する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

テロの脅威が国際的に拡散する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要である。東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、我が国にとって、テロ、暴力的過激主義に対処するための国際的な連携・協力の強化は喫緊の課題である。

測定指標 4－2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G7 及び G20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐

敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。

- 2 令和2年に我が国で開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 कांग्रेस）に向けた準備を進める。特に、5月に開催する第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会において कांग्रेस の開催地や日程等を決定する決議案を提出する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5月）、国連麻薬委員会（平成31年3月）、国際組織犯罪防止条約締約国会議（10月）等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20 腐敗対策作業部会（6月、10月及び平成31年1月）に積極的に参加し、G20 による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ、発表することにより、各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。特に、平成31年1月には、G20 腐敗対策作業部会第1回会合を議長国として主催し、我が国G20 議長下における成果文書策定に向けた議論を主導した。

サイバー犯罪対策分野では、サイバー犯罪条約関連会議等（5月、7月、9月、11月、平成31年2月及び平成31年3月）に積極的に参加し、我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献した。また、平成29年9月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第2追加議定書の起草作業に関して、起草メンバー国として条文案の起草を行うなど積極的に議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（6月、10月及び平成31年2月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（7月）に積極的に参加し、特に FATF においては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。

- 2 5月の第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会において、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都 कांग्रेस）の開催日程を決定する決議案を提案し、採択された。また、第28会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の機会を利用し、京都 कांग्रेस を広報すべく、法務省と協力し、準備を進めた。
- 3 平成31年3月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、州政府、現地 NGO 及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOM への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。
- 4 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、11月に開始した我が国に対する同条約実施レビュー第1サイクルに対応するため、関係省庁と連携の上、外務省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストへの回答を、6月に提出した。その後、条約事務局による回答の確認及び翻訳作業を経て、平成31年3月に我が国と条約事務局、審査担当国との間で協議が行われ、審査担当国が回答内容の精査を開始し、必要に応じ、今後予定される我が国における対面審査に向け、我が国回答への追加質問を作成することとなった。また、我が国は、条約事務局である国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

令和元年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。特に、我が国議長下で開催されるG20 腐敗対策作業部会において、G20 大阪サミットまでに腐敗対策に関する成果文書を採択・公表できるよう、必要な準備・調整を進める。

- 2 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コンGRESS）に向けた準備を進めるとともに、同会議の全体テーマ「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に即した成果文書の作成に向けて、ホスト国として法務省とともに加盟国間の調整を主導する。また、第28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において京都コンGRESSの充実を図るための準備に係る決議案を提出する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）（5月）、国連麻薬委員会（CND）（令和2年3月）等に参加し、犯罪防止刑事司法分野及び麻薬対策分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20 腐敗対策作業部会（ACWG）（5月、10月及び令和2年2月）に参加し、特に、5月のACWG 第2回会合では議長国として、腐敗対策の強化に向けた具体的な取組の指針を示し、大阪サミット首脳宣言の付属文書として公表される成果文書策定に向けた議論を主導し、G20 腐敗対策の強化に向けたコミットメントの発信に貢献した。また、5月に行われた CND 委員国選挙で委員国に再選され、2020-2023 年の間、引続き委員国として CND の活動に貢献していくことになった。
サイバー犯罪対策分野では、第2追加議定書起草会合等（5月、7月、9月、10月、11月及び令和2年2月）に参加し、第2追加議定書が普遍的なものとなり、サイバー犯罪対策のための国際協力に資する内容となるよう議論に貢献した。
マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）会合（6月、10月及び令和2年2月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）（8月）に参加し、特に FATF においては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。また、第4次対日審査に財務省、金融庁、法務省等と共に対応した。
- 2 5月の第28 会期 CCPCJ において、第13回国連犯罪防止刑事司法会議（カタルコンGRESS）のフォローアップと第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）の準備に関する決議案を提案し、採択された。また、第28 会期 CCPCJ の機会を利用し、京都コンGRESSを広報すべく、法務省と協力し、サイドイベントを実施するなどした。
京都コンGRESSの成果文書の作成については、地域準備会合（4月）、専門家会合（9月）に参加し、また、10月以降5回にわたり開催された非公式会合では、議長国として加盟国間の議論をリードした。さらには、法務省及び京都コンGRESS事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と共に、開催に向けて積極的に取り組んだ（令和2年3月、世界的な新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、会議事務局である UNODC から開催延期が発表された）。
- 3 人身取引対策分野では、令和2年3月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、現地 NGO 及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOM への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援）を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。
- 4 国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、12月に開催された第8回締約国会議において、条約の履行及び腐敗対策の強化に関する各種決議案の交渉に積極的に参加し、条約の効果的履行に向けた方策の検討、国際協力の強化等に貢献した。また、我が国は、国連腐敗防止条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。
国際組織犯罪防止条約については、令和2年12月から開始されるレビューメカニズムの設置に向けた準備に関し、同メカニズムが実務家にとって有益かつ効率的なものとなるよう、レビューに使用される自己評価質問票について積極的に意見を提出するなどして議論に貢献した。

令和2年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。

- 2 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称京都コンGRESS）は当初4月開催を予定していたが、世界的なコロナウイルスの拡大感染のため開催時期は延期されたが、引き続き、ホスト国として、京都コンGRESSの実施とそこで採択される予定の政治宣言（京都宣言）のフォローアップを主導することにより、同会議の全体テーマ「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に向けた取組を推進する。
- 3 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。特に国際組織犯罪防止条約については効果的なレビューメカニズムの設置に向けて引き続き積極的に活動する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国際的な連携の強化、人身取引被害者への支援、国際的な薬物対策への支援等の取組は、国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組である。

測定指標 4－3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標（一年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

平成30年度目標

- 1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に関しては、平成29年のG7タオルミーナ・サミットにおいても、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において、同行動計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ、このフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に平成29年度補正予算にて総額約3,800万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 我が国主催で、平成31年2月にアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。東南アジア地域6か国からテロ対策に携わる実務レベルの政府関係者各2名、計12名招待し、一般市民の身体及び生命を守るソフトターゲット・テロ対策をテーマに議論を行った。また現場視察において、テロ対策に関する官民連携の取組や、テロ対策に応用できる最先端技術の紹介を行った。これらを通じて、我が国の取組に関する理解を深め、参加国との間で知見や経験の共有を図るとともに、関係者間のネットワーキング構築を図った。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に基づき、安倍総理大臣が平成28年の日・ASEAN首脳会議において、①テロ対処能力の向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる、総合的なテロ対策強化策を表明したこと、また、平成29年のG7タオルミーナ・サミットでの声明を受け、①及び②については、UNODC、ICPO、UNDP等の国際機関と連携し、個別のプロジェクト（トレーニング、ワークショップ、リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては、我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより、我が国におけるテロ対策の現状、経験等について積極的に発信し、被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。③については、フィリピンのミンダナオ島のマラウィ市及び紛争影響地域における社会の安定化に貢献するため、人々の生活の土台となる道路整備、職業訓練学校の再建等の支援を開始した。

令和元年度目標

- 1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G 7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG 7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等に平成30年度補正予算にて総額約2,500万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 5月には、マレーシアで開催されたGCTFのテロリスト渡航対策イニシアティブ（安保理決議第2396号の履行を確保するためのイニシアティブ）の活動の一環として東南アジア地域を対象に開催されたワークショップにASEAN諸国の治安対策担当官が参加できるよう、日・ASEAN統合起因（JAIF）を活用して参加を支援した。
- 3 G 7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG 7行動計画」においては、①ICPOのデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられているところ、①については、生体データのほか、ICPO紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて国際機関を通じて実施した。また、②については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、帰還FTF対策や、そのための刑務官の能力向上（受刑者管理・脱過激化支援等）等をUNESCO、UNICRI、UNDP、UNODC等の国際機関の個別プログラムへの拠出を通じ、重点的に実施した。③については、UNODCなどへの拠出を通じて、インド洋沿岸諸国における海上法執行当局に対する研修、刑事司法関係者に対する法律研修、治安確保のための警察能力向上研修、アフガニスタンにおいてテロリストの資金源ともなり得る麻薬対策を目的として、警察を対象とした薬物取引対処能力の向上等を支援した。
- 4 国内外のテロ対策・暴力的過激主義について研究する有識者や専門家等との関係を強化した。

令和2年度目標

- 1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G 7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG 7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成31年3月にクライストチャーチ（ニュージーランド）で発生したテロ事案（銃の乱射事件）では、銃撃の様子がSNS上でライブ配信され、その映像が瞬時に拡散されるというこれまでにない現象が発生。また、4月には、内戦終結から10年が経過し、平和的な環境が定着したと認識されていたスリランカで、近年のアジアでは最大の同時多発テロが発生。これらの事案に見られるよう、テロの形態、背景の多様化が進んでいる。このような国際的なテロの状況に照らし、特に、アジアにおいて途上国のテロ及び暴力的過激主義対策を一層強化する必要がある。また、途上国のテロ対策能力の強化に向けては、国際機関、関係省庁、有識者・専門家等と協力し、各国の実情を踏まえた対応を行うことが有効であるため。

--

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）			
①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（平成 29 年度：東南アジア地域、平成 30 年度：アジア地域） （単位：参加国数） ②平成 29 年度：穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ（単位：参加国数） 平成 30、令和元年度：「穏健主義育成のための文明間対話」事業（単位：参加人数）	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	① 3 か国 ② 4 か国	① 6 か国 ② 12 名	① 0 か国 ② 10 名

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①国際的なテロ対策協力の強化 （平成 13 年度）	国連のテロ対策関連委員会やG 7 専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1
	—	—	—	—	—
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展 （平成 16 年度）	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2
	—	—	—	—	—
③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費 （平成 15 年度）	東南アジア諸国を対象とし、テロ・組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。				4-1 4-2 4-3
	5 (6)	5 (5)	5 (0)	5	058
④テロ対策専門員経費 （平成 27 年度）	日本人が犠牲となった殺害テロ事件、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。こうした事情を背景に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。 本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。				4-1
	3 (2)	2 (2)	2 (2)	3	059
⑤イスラム学校教師招聘事業	G 7 伊勢志摩サミットで発表されたG 7テロ・暴力的過激主義対策行動計画における「穏健主義の拡大」を実現する方策の一つとして、イスラム指導者等を我が国に招へいする。				4-3

(平成 29 年度)	具体的には、被招へい者が日本型の社会発展モデルについて理解を深めることにより、我が国として、各国の穏健主義育成対策の促進に寄与する。				060
	13 (10)	11 (9)	10 (5)	9	
⑥FATF(金融活動作業部会)第4次対日相互審査対応経費(令和元年度)	FATF 第4次対日相互審査用資料として FATF 事務局に提出する日本のマネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策の取組を記載した自己審査書の翻訳費用。 同自己審査書に基づき相互審査を受け、審査団によるアドバイスの下、フォローアップを行うことにより、日本の対策が向上・強化され、ひいてはテロのリスクから国際金融活動と国民生活の安全を守ることにつながる。				4-2
	—	—	1 (0)	—	061
⑦G20 腐敗対策作業部会会合開催経費(令和元年度)	我が国議長国下で開催される、G20 腐敗対策作業部会第3回会合の開催経費の一部を負担するための費用。G20 腐敗対策作業部会では、G20 議長国が、年3回行われる会合のうち、関連国際機関本部(令和元年度は OECD)において開催される第3回会合の一部経費を負担することとなっている。 G20 議長国として、同作業部会会合を主催し、成果文書に関する文言交渉及びその後のフォローアップを主導することは、我が国の腐敗対策に関する施策立案及び実施促進並びに我が国における各種施策に関する国際的な情報発信に寄与する。				4-2
	—	—	4 (0.2)	—	062
⑧コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)拠出金(任意拠出金)(平成27年度)	コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGOによる草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働きかけ等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。 同基金への我が国の貢献は、ISIL等、暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図り、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-1 4-3
	110 (110)	90 (90)	0 (0)	0	225
⑨国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)拠出金(任意拠出金)(平成28年度)	CTEDは、安保理決議第1535号に基づき、平成16年、国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため、安保理の下に設置された機関。主に、以下の活動を行っている。 1 国連安保理決議1373号(平成13年)、同第1642号(平成17年)などの履行状況の監視 2 各国のテロ対処能力向上支援の促進 3 国際テロ対策に関する国際会議・ワークショップの開催 本拠出はアジア地域における暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に資する。				4-1 4-3
	33 (33)	43 (43)	0 (0)	0	233

⑩国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 48 年度)	UNODCは、国連麻薬委員会 (CND) 及び国連犯罪防止刑事司法委員会 (CCPCJ) 並びに麻薬 3 条約、国際組織犯罪防止条約 (UNTOC) 及び国際腐敗防止条約 (UNCAC) の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力を行っている。UNODCはこのような専門性をいかして、本拠出金により、東南アジア、南アジア、アフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸国等に対して、外国人テロリスト (FTF) の帰還・移動対策等のテロ対策、人身取引や薬物密輸等の国際組織犯罪対策として空陸海の国境における水際対策や捜査・訴追能力の強化等のプロジェクト支援、テロ資金対策やサイバー犯罪対策のための法制度整備や法執行機関の能力向上プロジェクト支援、更には刑務所内における暴力的過激主義拡大防止のための刑務官・司法当局者の能力向上 (受刑者管理・脱過激化支援等) プロジェクト支援を実施する。また、麻薬原料 (ケシ) の世界最大の生産国であるアフガニスタンの違法薬物対策として、前述の法執行機関の能力向上プロジェクト支援に加えて、代替収入源の確保のための支援を行うと共に、アフガニスタンに次ぐ主要生産地であるミャンマーにおいて、ケシの栽培状況をモニタリングするプロジェクト等を支援。 本拠出金は、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するための国際的な連携・協力の更なる強化に寄与する。				4-2 4-3
	3, 200 (3, 200)	2, 935 (2, 935)	2, 930 (2, 930)	71	200
⑪経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金 (平成 4 年度)	金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) は、平成元 (1989) 年の G 7 アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に係る金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキング・グループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、こうしたFATFを通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	9 (8)	8 (8)	10 (10)	12	194
⑫アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ (APG) 分担金 (平成 13 年度)	OECD金融活動作業部会 (FATF) によって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象とした相互審査 (メンバー同士によるマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・制度についての審査)、情報交換 (マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修 (マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等) を実施する。 APGを通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等の実施を可能にすることにより、アジア太平洋地域のマネーロンダリング対策、テロ資金供与対策における国際連携強化に寄与する。				4-2
	5 (5)	6 (6)	6 (6)	6	198
⑬国際連合薬物・犯罪事務所	国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) は、5 年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議の運営事務局を務めており、本拠出金は、第14回国連犯罪防止刑				4-2

(UNODC) 拠出金 (コンGRES) (令和元年度)	事司法会議 (京都コンGRES) の円滑な開催準備に向けて、ホスト国が負担するいわゆる「追加経費」に充てられる。(国連総会決議47/202及び同決議に基づくホスト国との合意書準備のためのガイドラインに準拠。) 京都コンGRESを通じ、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に向けた取組の推進に寄与する。				295
	—	—	290 (284)	—	
⑭国際移住機関(IOM)拠出金 (人身取引被害者の帰国支援事業)(任意拠出金) (平成17年度)	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療費等)として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				4-2
	23 (23)	23 (23)	15 (15)	13	347
⑮国際連合テロ対策事務所(UNOCT)拠出金 (任意拠出金) (平成27年度)	国連テロ対策センター(UNCCT)は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	198 (198)	56 (56)	158 (158)	0	226
⑯関税協力理事会(世界税関機構:WCO)拠出金(任意拠出金) (平成28年度)	WCOは、各国の税関制度の調和・統一、国際協力推進を実施している機構。南西・東南アジア地域の税関当局等を対象に、陸、海、空の各国境における旅客、貨物のセキュリティ強化を含む、テロ対策能力の向上を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロ・国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	0 (0)	56 (56)	0 (0)	0	231
⑰国際刑事警察機構(ICPO)拠出金(任意拠出金) (平成28年度)	ICPOは、190か国・地域が加盟し、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、交換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデータベースを保有。外国人テロ戦闘員(FTF)の移動を防止するため、捜査能力向上、協力促進、ICPOのデータベースの活用等を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロの防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	132 (132)	134 (134)	0 (0)	0	232
⑱国際連合開発計画(UNDP)拠出金(任意拠出金) (平成28年度)	UNDPは、内戦、紛争の発生地域等において治安維持能力向上のための能力強化、難民及び受け入れコミュニティの双方に対する支援等を実施している。 本拠出はインドネシアでの暴力的過激主義対策における宗教的教育の役割を強化する支援事業等に活用されるものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更な				4-3

	る強化に貢献する。				
	957 (957)	224 (224)	0 (0)	0	234
⑱国際連合地域間犯罪司法研究所 (UNICRI) 拠出金 (平成 30 年度)	国際連合地域間犯罪司法研究所 (UNICRI) は、昭和42 (1967) 年に設立された研究所であり、各国政府や国際社会全体が、テロを含む犯罪の防止や公正な刑事司法システム育成等に取り組むよう支援を行っている。 本拠出は、少年司法分野における知見を有する国際機関を通じ、テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	-	52 (52)	0 (0)	0	250
⑳国際暴力的過激主義対策センター(ヘダヤセンター) 拠出金 (平成 30 年度)	国際暴力的過激主義対策センター (ヘダヤセンター) は、暴力的過激主義対策に特化した国際的な行動指向的シンクタンク (シンク・アンド・ドゥー・タンク) であり、能力構築のみならず、情報共有プラットフォームの構築、研究及び出版等を行っているほか、効果測定・評価が難しいとされる暴力的過激主義対策において、効果的な効果測定・評価手法を研究し、同手法の実践及び普及に取り組んでいる。 本拠出は、若者を中心に暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	-	28 (28)	0 (0)	0	251
㉑国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 拠出金 (平成 30 年度)	国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) は、その目的を、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することとする国連機関。平和な社会秩序の構築のため、異文化対話や平和で異文化・異宗教間調和を推進するための学校改革及び教育実践等の支援を行っている。 本資金拠出は、テロリズムの主要な原因の一つである暴力的過激主義の拡散防止による国際的なテロリズムの脅威の低減を図るものであり、テロ、暴力的過激主義に対処するための途上国の能力強化を通じて、国際的なテロ対策協力の更なる強化に貢献する。				4-3
	-	34 (34)	44 (44)	0	252

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日 閣議決定）
 - 2. (1) ③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 2. (3) ①宇宙産業関連基盤の維持・強化
 - 4. (1) ① i) 宇宙空間の安定的利用の確保
 - 4. (1) ① iii) 宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 4. (2) ③ ii) 調査分析・戦略立案機能の強化
 - 4. (2) ③ iv) 法制度等整備
 - 4. (2) ④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
 - i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化
 - ii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（令和元年度改訂）
- ・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
 - Ⅲ 1 (4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
 - Ⅳ 1 (9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
 - Ⅳ 4 (2) 法の支配の強化
- ・ 米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年 10 月 18 日 宇宙開発戦略本部決定）
 - 外交・安全保障
 - 国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標 5－1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

平成 30 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作り貢献する。具体的には、6 月の COPUOS 本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の確立に役立てる。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に、国連総会第一委員会等を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、共通認識を醸成することで、ルール作りのプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル（MILAMOS: Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space）策定プロジェクトの本格化に伴い、同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6 月の COPUOS 本委員会において、ワーキング・グループにおいて既に合意済みの 21 件の宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン（LTS ガイドライン）及びその前文について承認を目指したが、コンセンサスが形成されないまま、ワーキング・グループのマンデート終了に伴い、ガイドラインの交渉が終了した。LTS ガイドラインについては、平成 31 年 2 月に開始された COPUOS 科学技術小委員会において、我が国は有志国と共に、合意済みの 21 件を実施することの重要性を指摘しつつ、他の COPUOS 加盟国にも実施を促す内容の

ステートメントを行った。また COPUOS 法律小委員会において、令和 2 年及び同 3 年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

6 月の COPUOS 本委員会の際、宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会として、「第 1 回国連宇宙会議」開催 50 周年記念会合 (UNISPACE+50) のシンポジウム及びハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）が開催され、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保へ向けて、宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10 月の国連総会では UNISPACE+50 に関する決議が採択された。

- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7 月に宇宙に関する包括的日米対話第 5 回会合、また、平成 31 年 3 月に第 1 回日印宇宙対話及び第 4 回日 EU 宇宙政策対話を実施し、国際ルール作り、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11 月にシンガポールにて開催された第 25 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議 (APRSAF-25) において、LTS ガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施した。また、平成 31 年 3 月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）に参加し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに、宇宙状況把握、宇宙交通管理 (STM) 等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

MILAMOS の策定については、関連する会合にオブザーバー参加し（10 月及び平成 31 年 2 月）、議論を把握するとともに、情報交換を行った。

令和元年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) 等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和元年 6 月の COPUOS 本委員会及び令和 2 年 2 月の COPUOS 科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 宇宙ゴミや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性和我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6 月の COPUOS 本委員会において、9 年間にわたる議論を経て 21 件の「宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン」(LTS ガイドライン) が日本、米国、カナダ及びフランスの 4 か国の共同提案を契機として採択された。また、採択されたガイドラインの実施などを議論する 5 年間のワーキング・グループを COPUOS 科学技術委員会に設置することが決定された。また COPUOS 法律小委員会において、令和 2 年及び令和 3 年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

令和 2 年 2 月の COPUOS 科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行った。さらに、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクに対処するため国連宇宙部とスペースデブリ問題に関して共同声明を署名した。

また、5 月の日米首脳会談において月探査における協力について議論を加速することで一致したことを踏まえ、米国が提案する月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月探査を国際協力の下で実施する計画について、10 月、宇宙開発戦略本部において日本の参画が決定され、同計画について参画機関間で調整を進めた。

- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7 月に宇宙に関する包括的日米対話第 6 回会合を実施し、国際的なルール作り、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）及び安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11 月に名古屋にて開催された第 26 回アジア・太平洋地域宇宙機

関会議（APRSAF-26）において、LTS ガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施し、アジア太平洋地域における宇宙協力の枠組みの一層の強化が図られた。

また、6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて、安倍総理大臣は、スペースデブリの増加は宇宙の安定的利用にとってリスクとなっており、国際社会が協力して取り組む必要があること、日本は令和元年から世界に先駆けて大型デブリ除去プロジェクトを開始し、今後もこの分野における取組をリードしていくことを表明した。

令和 2 年度目標

- 1 宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 スペースデブリや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。
- 4 米国提案の国際宇宙探査に戦略的に関与すべく、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含め、適切な法的枠組みの検討・策定を始めとして、米国を中心とする国際的なパートナーとの間で協力を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている一方で、近年、宇宙空間の混雑化やスペースデブリの増加によるリスクが増大し、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するために、宇宙活動に関する国際的なルール作りと国際宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

宇宙基本計画（平成 28 年 4 月 1 日 閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和元年度 12 月 13 日改訂）を基に目標を設定した。

測定指標 5－2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（一年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

平成 30 年度目標

- 1 米国、豪州、EU、フランス等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、インド等、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他 GNSS 運用国との協力を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7 月に、宇宙に関する包括的日米対話第 5 回会合及び第 8 回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論した。また、平成 31 年 3 月に、第 4 回日 EU 宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日 EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 2 宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。インドとの間で宇宙対話を新たに立ち上げ、平成 31 年 3 月、第 1 回日印宇宙政策対話を実施し、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日印

間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。

- 3 11月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第13回会合（於：西安）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 米国、豪州、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を促進し、新規対話国を発掘する。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他 GNSS 運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に、宇宙に関する包括的日米対話第6回会合を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論するとともに、宇宙分野での日米協力を更に強化し、現在及び未来の世代のために継続的、安全かつ安定的な宇宙空間の利用の確保に向けて、国際社会と緊密に協力していくという強固かつ共有された意思を示す共同声明を発出した。また、国際会議等の場で、主要国との対話を実施し、宇宙政策に関する情報共有や、今後の協力可能性等につき議論を実施した。
- 2 フランス、インド及びEU等既に対話・協議を実施している国との間で次回開催に向けた調整を行うとともに、英国、ニュージーランド等現在対話・協議を実施していないが、高い宇宙能力を有する諸外国についても様々な機会を捉えて情報収集・意見交換を行った。対話・協議の立ち上げという形式ではなく、国際会議の際などに継続して意見交換を実施していくとの方法も積極的に取り入れた。
- 3 12月の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第14回会合（於：ベンガルール）に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和2年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係の拡大・深化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

宇宙基本計画（平成28年4月1日 閣議決定）及び宇宙基本計画工程表（令和元年度12月13日改訂）を基に目標を設定した。

測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	9回	9回	9回	9回	9回

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

選定理由は測定指標5-1と同じ。国際的なルール作りに向けた取組を推進する観点から、令和元年度実績値（9回）と同数を目指値とした。

--

測定指標 5－4 各国政府との宇宙対話の実施回数						
(注) 令和元年度の実績値から国際会議の場における非公式意見交換等を除く。	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10 回	10 回	10 回	4 回	7 回
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠						
対話の枠組みを有している国及び現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し又は戦略的な重要性が高い国として、米国（民生・安保の 2 回）、EU、フランス、インド、ニュージーランド、豪州又は英国を実施候補として選定し、7 回を目標値としたもの。						

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	事業番号
① 宇宙に関する取組の強化 (平成 29 年度)	1 宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や宇宙活動に関する国際的なルール作りの場等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。 このような活動を通じて、今後国際的に重要視されるルール作りや今後の宇宙ガバナンス構築に貢献する。				5-1 5-3
	2 米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 各国との宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。				5-2 5-4
	6 (8)	19 (8)	8 (6)	30	063

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（令和元年 9 月 24 日）
1 段落目
- ・未来投資戦略 2017 ―Society5.0 の実現に向けた改革―（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）
中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」①
- ・女性活躍加速のための重点方針 2019（令和元年 6 月 18 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 2 章 5.（6）①外交・安全保障
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
地球規模課題への対応

測定指標 6－1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働きかけを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

平成 30 年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国として以下を達成する。
 - （1）グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることなく実現するよう働きかけを行う。
 - （2）2019-2021 年国連分担率交渉においては「支払い能力」の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担を反映した算定方式に基づく分担率を追求する。
 - （3）国連総会第 5 委員会での 2018-2019 年度 PKO 予算審議と 2018-2019 年度二か年通常予算の執行において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。
 - （4）ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
 - （1）NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議や各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - （2）30 年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを積極的に行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

- (1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、7月にマネジメント関連の国連事務局組織の改革案が加盟国に追加的な財政負担を求めることなく国連総会で承認された。また、8月の同事務総長の訪日時安倍総理大臣及び河野外務大臣との会談において、国連の機能の実効性と効率性の向上を目指す同事務総長の取組を支持する旨を表明し、国連改革と並行して安保理改革を進めることについての働きかけを行った。
- (2) 2019-2021年国連分担率については、米国のPKO分担率にシーリングを導入する提案を含め様々な交渉が繰り広げられたが、我が国が米国を始めとする各国との緊密な意思疎通に努めた結果、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の2019-2021年分担率は2016-2018年の分担率(9.680%)から1.116ポイント低下した8.564%となった。
- (3) 国連総会第5委員会でのPKO予算及び二か年通常予算については、我が国として国連予算における財政規律の原則を重視し各国と連携して働きかけた結果、国連総会で7月に承認された2018-2019年PKO予算及び12月に承認された2018-2019二か年通常予算のいずれについても、国連事務局から要請された金額を抑制することができた。
- (4) ジュネーブ・グループの会合(4月及び10月)への参加や、米国(4月)及びドイツ(5月)との二国間国連協議の実施により、主要財政貢献国との緊密な関係の維持・強化に努めた。

2 安保理改革

- (1) 9月の第73回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連の意義が問われている今こそ、日本は変わらず安保理改革に取り組むとの決意を国際社会に再度表明した。また、河野外務大臣は、G4外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、日・カリコム外相会合やその他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。
河野外務大臣、佐藤外務副大臣、山田外務大臣政務官及び辻外務大臣政務官が出席した10月のTICAD閣僚会合では、19か国の閣僚等と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。
また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)を東南アジア(6月)及び東欧(7月)に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。
G4各国との間では、9月にG4外相会合(於:NY)を開催したほか、局長級会合を3回(6月、9月及び11月)開催した。G4外相会合においては、今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべくG4の取組を強化すること、この点、アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し、安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務方に指示することで合意した。局長級会合においては、政府間交渉でのテキスト・ベース交渉を開始すべくあらゆる手段を講じると同時に、政府間交渉開始から10年となる令和元年や国連創設75周年の令和2年といった節目で新たな取組を検討していくことで一致した。
- (2) アフリカやカリコム諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和4年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)の東南アジア(6月)、東欧(7月)等への派遣を通じ、我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和元年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国としては以下を達成する。
 - (1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、同事務総長の提案に基づいて29年12月に導入が承認された単年度の通常予算が令和2年1月から試験的に導入される機会に、現行の二か年通常予算から単年度予算への円滑な移行を確保するとともに、同移行の過程で大幅な予算増が生じないよう国連総会第5委員会において国連事務局及び加盟国に働きかけ、予算の抑制を図る。
 - (2) 国連総会第5委員会での2019-2020年PKO予算審議において、合理化・効率化の取組拡大を働

きかけ、予算の抑制を図る。

(3) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

(1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

(2) 改革を前進させるために広範なプラットフォームを構築し、令和元年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテレス事務総長によるマネジメント改革のもと試験導入された単年度通常予算の初年度となる 2020 年予算案は、2019 年秋の国連総会第 5 委員会における交渉を経て、同年末に成立した。我が国は、二か年予算から単年度予算に円滑に移行するよう年内の予算成立に向けて加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働きかけた結果、最終的に、建設関連経費の増加や新規特別政治ミッションの設立による追加経費等を含め、対前年比 5 % の増加にとどめ、年内に成立した。

(2) PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年 8 % の減で妥結した。

(3) ジュネーブ・グループの会合（5 月及び 9 月）への参加等を通じ、主要財政貢献国との関係強化に継続して取り組んだ。

2 安保理改革

(1) 9 月の第 74 回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連設立から四半世紀が経つ今こそ安保理改革の早期実現に取り組むべきであるとの決意を国際社会に改めて表明した。また、茂木外務大臣は、G 4 外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、その他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

8 月に横浜で開催された TICAD 7 では、各国要人と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）を東欧（10 月）に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、国連創設 75 周年の機会に向けてテキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。

加えて、NY における安保理改革に関する政府間交渉（IGN）の共同議長を招へい（令和 2 年 1 月）し、安保理改革の実現に向けた連携を確認した。

(2) G 4 各国との間では、9 月に G 4 外相会合（於：NY）を開催したほか、局長級会合を 3 回（4 月、6 月及び 9 月）開催した。G 4 外相会合においては、未だ実質的な進展が得られていないことに対して懸念を表明し、①ムハンマド＝バンデ総会議長と連携して、IGN のプロセス改善に取り組むこと、②令和 2（2020）年の国連創設 75 周年を念頭に、G 4 が緊密に連携しつつ、アフリカを含む他の有志国に対する関与を継続していくことで一致し、今後の取組に関する事務レベルでの調整・検討を加速させることを確認した。局長級会合においては、テキスト・ベース交渉の開始といった具体的進展を得るための戦略について議論し、G 4 間でそのための今後の方針を定めた。

アフリカや中南米諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和 4 年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使（外務省参与）の東欧（10 月及び令和 2 年 2 月）等への派遣を通じ、

我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和2年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

(1) マネジメント改革による効率化として具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働きかける。また、国連総会第5委員会において、通常予算については単年予算試行の二年目となる2021年予算及びPKO予算については2020-21年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。

(2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

(1) テキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。

(2) これまでのG4間での議論を踏まえつつ、NYでの安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善や他の改革推進派との一層の連携強化を目指し、令和元年度と同様に引き続きグローバルな働きかけを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出金や政務案件支援信託基金拠出金等を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

厳しい財政事情の中、国連通常予算とPKO予算の各1割近くを負担する国連の主要財政貢献国である我が国にとって、国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。これら予算の抑制により、我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく必要がある。

また、国連加盟国が設立当初の51か国から193か国と4倍近くに増加したにも関わらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21世紀の国際社会の現実を反映していない。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、効果的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日本の常任理事国入りを含む安保理改革等の実現に向けた環境整備においては、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する各国の理解促進、支持の拡大等に向けて日々の地道な活動の積み重ねが重要である。

測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

平成30年度目標

G20やTICAD7等の大型行事が控えていることも踏まえつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、以下の取組を行う。

1 国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。

- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催、国連に対する興味関心の強い中高生によるNY訪問に対する側面支援、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）の広報強化（パンフレットの改訂など）、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。また、国連でのインターンについて若者が具体的なイメージを持てるよう、UNIC 東京と連携して、UNIC 東京及び国連本部でのインターン活動を紹介する動画を作成・周知した。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演会（平成30年度中15回）等を実施した。
- 3 「日本と国連」パンフレットについては、平成29年3月に作成したバージョン（当初1,000部作成後、300部増刷）を、国際機関人事センター主催の大学生向けガイダンス等を中心に配布し、平成31年3月末時点で1,300部を配布した。また、国連の活動及び日本の国連への貢献に関する最新動向を反映した改訂版1,000部を平成31年3月に作成した。
- 4 外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、国連調達に関する情報提供及び理解促進を目的に、「国連外交」のページ内にある「国連調達」ページを更新した。また、若者を対象とする国連協会と外務省の共催事業である「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」に関する広報を促進するため、「国連外交」内に「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」ページを新たに立ち上げた。
- 5 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を平成31年3月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、闊達な意見交換を行うことにより、連携して諸課題の検討を行った。
平成31年2月、駐日国連機関代表及び国連調達の実績がある日本企業関係者を講師として招き、国連調達に関する国連・マルチ外交研究会を実施した。同研究会では、国連関係機関における日本企業の受注拡大に向けた実践的な助言を講師から受け、省内関係者間で共有するとともに、国連調達に関する支援体制拡充の取組に活用した。

令和元年度目標

G20 や TICAD 7 等の大型行事等の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連協会を始めとする国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催（本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、渡航中止のため、代替案としてオンラインセッションを令和2年3月に実施。）、模擬国連への後援名義付与、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本

の取組に関する講演等を様々な機会を捉えて実施した。

- 3 「日本と国連」パンフレットを廃止する代わりに、より広い読者に情報を発信するため、SNS やマスコミを通じて有効的な広報活動を行った。国連広報局部長、管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長等の来日の機会を捉えて、朝日新聞、日本経済新聞を始めとする大手プレスを活用した発信を行った。また、事務次長来日の際には国連創設 75 周年記念講演会を行ったほか、有識者との意見交換を行った。
- 4 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を令和 2 年 3 月に開催し、諸課題の検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、やむを得ず今年度は開催を見送ることとなった。なお、令和 3 年度以降は例年どおり実施する予定。

令和 2 年度目標

国連創設 75 周年の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 安保理学界ネットワーク会合等を開催し、有識者との連携を更に深める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは、将来の国際社会で活躍する人材の育成だけでなく、国連の場において日本が存在感を示すに当たり、基礎を形成する原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国連の活動及び日本の国連政策の発信には、各種イベント・講演会やホームページ・SNS を通じた広報活動、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

測定指標 6－3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標（令和 7 年度）

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。

平成 30 年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化すべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。

- 1 国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JP0、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連関係機関における日本人職員数は 850 名（平成 29 年度実績）から 882 名に増加し、平成 30 年度目標である「20 名強の純増」を達成した。平成 30 年度の JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）3 年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和元年 6 月時点で 75.0%であり、家庭事情等によりいったん国際機関を離職した JP0 がいたこと等から前年度より採用率こそ下がったものの、人数としては 42 名が採用されており、日本人職員数全体の増加に貢献した。また、中堅派遣により、当初見込みどおり、平成 29 年度派遣者（任期 2 年目）と合わせ 5 名を派遣した。

- 2 国際機関の仕事を紹介するガイダンス活動を国内外で 214 回実施し、対前年比約 1.3 倍の延べ 13,140 名が参加した。このうち海外でのガイダンスは 48 回であり、対前年比約 1.5 倍の 1,323 名が参加した。また、外部有識者による CV 添削・面接指導を 19 名に対して実施した結果、幹部ポストも含め採用につながった。
- 3 平成 29 年度に設置した省内のタスクチームの会合を定期的に開催し、タスクチーム全体として各国国際機関の日本人職員の在籍状況や獲得すべきポスト等の情報収集・集約を行い、JPO の正規採用や、日本人職員の採用・昇進を含むより戦略的な日本人職員増強に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施、小中高生を対象とする形式を含め、ガイダンスを積極的に実施する。また、多様な国際機関の存在を知ってもらうため、国際機関人事センターの SNS による発信、ガイダンスへの講師派遣等により、国際機関が個別に実施するガイダンスに積極的に協力する。また、外部有識者による CV 添削・模擬面接、オンライン講座等を通じた候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。
- 4 日本人の職員増だけでなく、幹部職員の強化を図るため、リボルビングドア方式により将来の幹部職員を育成すべく、現職国家公務員を JPO として派遣する制度を復活させる。また、マルチ外交分野の人材育成の観点から外務省員の博士号又は修士号取得を促進する取組を開始する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連関係機関における日本人職員数は 912 名（令和元年末時点）であり前年比 30 名増加し、令和元年度の目標である「20 名強の純増」を達成した。令和元年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（（注）3 年度前に派遣手続をとった者の採用率）は令和 2 年 7 月時点で 78.0%であり、日本人職員数全体の増加に貢献した。
- 2 国際機関を目指す層の裾野を広げるべく、国内外で国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーを実施、ないしは外部イベントに参加した。新型コロナウイルスの影響により一部のイベントが中止になるなどの影響があったが、前年同様、1 万人を超える対象に直接発信を行った。また、国際機関広報ツール（ホームページ、SNS 及びメーリングリスト）を活用して、日々情報を発信した。
- 3 競争力のある日本人候補者を育成するため、従来からの有識者による CV 添削・面接指導を実施したほか、令和元年度から新規に JPO 向けのオンライン講座を開始し、幹部を含むポスト獲得につながった。（CV 添削・面接指導：13 名、JPO 向けのオンライン研修：約 90 名。）
- 4 日本人職員増強に向けて省内タスクチーム会合を定期的に開催。日本人職員増強に向けた情報の集約や知見の共有を行った。
- 5 日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化した。結果として、幹部を含むポスト獲得や、国際機関によるアウトリーチ活動（ポラード国連事務局管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長及びホンソク・クウォン同人的資源部戦略人材管理課長の訪日時の講演等）の実施につながった。
- 6 現職国家公務員を JPO として派遣する制度を復活させ、1 名を派遣した。外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を開始した。

令和 2 年度目標

- 1 令和 7 年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名程度の純増を達成すべく、優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関を目指す層の裾野を広げるべく戦略的広報を強化する。従来から行っているセミナーへの参加や広報ツールを活用した情報発信に加え、職能団体との協働や転職市場へのアプローチ等、「即戦力」となり得る層への広報も強化する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強すべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

- 4 競争力のある人材育成に向けた取組、省内タスクチーム会合の定期開催、現職国家公務員の JP0 の派遣、外務省員の博士号又は修士号取得支援といった日本人職員増強に向けた諸施策を継続する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、国際機関、特に我が国の外交上重要な機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを維持・強化するに当たり極めて重要。そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

他の G 7 諸国は、いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が 1,000 人を超えていることから、我が国も令和 7 年までに 1,000 人を目指すこととし、平成 30 年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ、国連関係機関職員となる道として最も効果的かつ効率的である JP0 派遣の拡大、中堅職員の派遣、海外でのガイダンスの実施を含む潜在的な候補者の発掘、CV 添削や面接指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。さらに、国際機関を目指す層の裾野拡大に向け、広報を強化する必要がある。若年層に対してキャリアの一つとして国際機関を知ってもらうための広報活動とともに、転職市場や海外留学生へのアプローチといった「即戦力」となりうる層へのアプローチにも一層取り組む必要がある。

参考指標 1：JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率

(注) 3 年度前に派遣手続きをとった者の採用率	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	82.9%	75.0%	78.0%

参考指標 2：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月現在）

	実 績 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	850	882	912

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	事業番号
①国連政策 (*)	1 国連における行財政改革 国連における行財政改革について、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、交渉に当たる。 このような取組により、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するとともに、国連予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを維持・強化していく。				6-1
	2 安保理改革及び安保理非常任理事国選挙 我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡大する。				6-1

	上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。				
	3 国連広報 日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、広報活動や有識者等との意見交換を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 このような取組により、国連の活動や日本の国連政策に関する国民の理解と支持をより一層推進するとともに、国連に対する興味関心を有する若者を増やし、長期的には国際機関で働く日本人職員増強にも貢献していく。				6-2
	46 (32)	49 (47)	73 (54)	136	064
②国際機関邦人職員増強 (昭和 49 年度)	外部有識者を面接官とした JP0 選考試験や候補者の指導・育成を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JP0 選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JP0 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。				6-3
	34 (29)	31 (23)	49 (40)	43	065
③国際連合 (UN)分担金 (昭和 32 年度)	本分担金は、計画予算 (Programme Budget) として策定される国連通常予算に対して払われるものであり、国連事務局の運営経費に使用されている。本分担金の支払いは、国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である。 本拠出により、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与するとともに、多大な財政的貢献は国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となることから、国連における我が国の地位・影響力維持につなげる。				6-1
	25, 220 (25, 220)	28, 654 (28, 609)	23, 003 (23, 003)	25, 348	174
④国際機関職員派遣信託基金 (JP0) 拠出金 (昭和 49 年度)	JP0派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり、現在30か国以上が実施している。 我が国はこの制度を昭和49年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する日本人職員の増強を図っている。 国際機関における日本人職員は、日本と国際機関との「架け橋」となる存在であり、たとえば派遣先の国際機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するための一助となる。				6-3
	2, 249 (1, 925)	2, 302 (2, 240)	2, 382 (2, 334)	2, 382	199
⑤東京国際連合広報センター拠出金 (平成 16 年度)	本拠出金は、国連広報局の下部機関である東京国連広報センター (UNIC東京) の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について広く周知するため、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成 (国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受入れ等に充当されている。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。 こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。				6-2

	41 (41)	41 (41)	39 (39)	32	212
⑥国際機関幹部職員増強拠出金 (平成 29 年度)	国際機関における日本人幹部職員の存在は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の諸課題への取組に寄与していることを示す「日本の顔」。本拠出金は、そのような日本人国際機関幹部職員の増強を長期的な目的としている。 本拠出金により、国際機関の中堅レベル以上のポストに優秀な日本人職員を派遣し、同職員が、当該機関において日本がイニシアティブを発揮しようとする課題への取組を効果的に推進するとともに、日本との橋渡し役としての役割を果たすことにより、国際貢献と我が国の国益の双方を実現することに寄与する。				6-3
	101 (101)	137 (137)	157 (156)	157	237
⑦国連総会議長信託基金拠出金 (平成 29 年度)	国連総会議長は、国連総会を代表するポストであり、総会の議事を取り仕切るほか、国連総会におけるハイレベルテーマ別討論等の開催や国連が取り組むアジェンダ推進のための各国政府要人との協議等を行っており、国連総会議長信託基金は、国連総会議長の主たる活動資金である。 本拠出金への拠出を通じ、国連総会議長との関係を強化するとともに、国連における我が国の地位を向上させ、我が国の国益と国際社会共通の利益に資するより望ましい国連の実現に貢献する。				6-1
	6 (6)	6 (6)	4 (4)	3	238
⑧国際連合平和維持活動(PK0)分担金 (平成 6 年度)	本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運営経費、国連ロジスティック基地(UNLB)の運営、サポートコスト等に使用されている。本分担金の支払いは国連憲章17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国のPK0分担率は8.564%で加盟国中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」に貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。				6-1
	72,396 (71,152)	65,207 (64,338)	65,062 (65,062)	48,850	173
⑨国連平和構築基金(PBF)拠出金(任意拠出金) (平成 18 年度)	サブサハラ・アフリカ地域を中心に紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金(PBF)に対し拠出し、PBFが重視する同地域における以下の支援の実施に貢献する。 1 治安維持部門改革支援、暴力過激主義に対する国境横断的な対策支援、若年層支援 2 国民和解支援、国／地方レベルの対話支援、選挙支援 3 国連ミッションの活動支援 4 緊急事態への対応 本拠出を通じて安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持のために平和構築の面から支援し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	220 (220)	224 (224)	0 (0)	110	227
⑩政務案件支援信託基金拠出金 (平成 30 年度)	国連政務平和構築局は、世界各地における紛争予防、危機対応、「平和の持続」のための取組等を行っている。政務案件支援信託基金は、その活動の中でも国連通常予算で手当てされない緊急性の高い活動の支援に幅広く活用されている。 本件信託基金への拠出を通じて多くの活動を機動的・効果的に実施することにより、国際の平和と安全の維持のために積極的に貢献し、安保理を始め国際社会での同分野における我が国のプレゼンスを一層高める。				6-1
	—	50 (50)	34 (34)	25	248

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標（一年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

平成30年度目標

1 国際社会

- （1）国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- （2）特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には、内容に我が国の考えを反映するとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。そのほか、我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。
- （3）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。
- （4）民主主義共同体における議論への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- （1）政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- （2）関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行う。
- （3）人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- （4）我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- （1）国際社会における人権問題の解決に貢献するため、アジアにおける人権状況に関する決議の採

択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

(2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第 73 回国連総会にて北朝鮮人権状況決議案（北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族の多大な苦しみに留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国の可能な限り早期の実現を期待する内容）を EU と共同で提出し、無投票で採択された。なお、平成 31 年 3 月の第 40 回人権理事会決議における北朝鮮人権状況決議については、諸情勢を総合的に検討した結果、決議案の提出国とならなかったが、EU が提出した同決議は無投票で採択され、我が国も採択に参加した。

平成 31 年 2 月の人権理事会ハイレベルセグメントに辻外務大臣政務官が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し、国際社会にアピールした。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、人権条約体改革への支援を行った。また、9 月に就任したバチレレ人権高等弁務官を平成 31 年 3 月の第 5 回国際女性会議（WAW！/W20）の機会に我が国に招待し、安倍総理大臣表敬、阿部外務副大臣との会談、第二回日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ、関係を強化した。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、国連における障害者関連の様々なイベントを共催し、障害者の権利の保護と促進の取組を行った。

子どもの権利の分野に関しては、我が国は、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み。）の理事国及び「パスファインディング国」（GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。また、GPeVAC の活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として、平成 29 年度補正予算にてイヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し、ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業を引き続き実施した。

さらに、我が国は、第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定に向けて取り組んだ。そのための第一段階として、企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策についての現状を確認するため、関係府省庁間でベースラインスタディ（現状把握調査）を実施し、その過程でステークホルダーとの意見交換会を第 10 回まで開催し、12 月末に結果報告書を公表した。同報告書を踏まえ、国別行動計画に盛り込むべき優先分野を特定していく上で、平成 31 年 1 月末までパブリック・コメントを実施した。

(4) 9 月の国連総会の機会に開催された民主主義共同体のサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。

2 二国間関係

カンボジア（5 月）、イラン（平成 31 年 1 月）及びミャンマー（平成 31 年 3 月）との二国間人権対話を開催した。それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 6 月、第 36 回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、我が国から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。我が国は、昭和 62 年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており、古谷教授は我が国出身の 3 人目の委員となる。

各条約体の日本政府報告審査に関しては、ジュネーブにおいて、8 月に人種差別撤廃委員会による審査が、11 月に強制失踪委員会による審査が、平成 31 年 1 月に児童の権利委員会による審査がそれぞれ行われた。いずれの審査においても、外務省を含む関係省庁から成る代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。

(3) 国際人道法の履行強化に関する政府間プロセスの会合（5 月及び 12 月）に参加し、積極的な意見交換を行った。また、5 月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。

(4) 世界人権宣言の採択 70 周年を記念して、国内外での様々な会合に出席した。例えば、12 月に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」においては、鈴木外務大臣政務官がスピーチを行う等、日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

令和元年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第 3 委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。

(2) 特に、アジアにおける人権状況に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。

(3) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業行動に係る国別行動計画を策定し、日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進するとともに、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。

(4) G 7 即応メカニズム (RRM) (注) の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。

(注) G 7 シャルルボワ・サミット (6 月) の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G 7 各国は、民主主義の介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。

(2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。

(3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。

(4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

(1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

(2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第 74 回国連総会に EU が提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議 (拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の帰国の問題の早期解決等に言及する内容) が無投票で採択された。令和 2 年 3 月の第 43 回人権理事会においても、北朝鮮人権状況決議 (拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の即時帰国等に言及する内容) が提出された。同人権理事会は、新型コロナウイルスの影響で一時的に中断されていたが、令和 2 年 6 月に再開され、同決議は同月採択された。

また、9 月の第 42 回人権理事会において、カンボジア人権状況決議 (カンボジアにおける最近の

人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジアの人権状況に関する特別報告者のマンデートを2年間延長することを決定する内容)を主提案国として提出し、全会一致で採択された。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及びアフリカにおける紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトへの援助を行った。また、9月の第42回人権理事会において、人権理事会諮問委員会(研究の結果と調査に基づく助言を主に行うことにより、人権理事会に専門的意見を提供している委員会)委員選挙が行われ、我が国から立候補した中井伊都子甲南大学法学部教授が当選を果たした。さらに、10月に人権理事会理事国選挙が行われ、令和2年1月から引き続き理事国を務めることとなった。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、令和2年2月に国連ハンセン病差別撤廃特別報告者が来日し、尾身外務大臣政務官を始めとする政府関係者、ハンセン病療養所職員及び入居者、市民社会関係者等と意見交換を行った。また、12月に北朝鮮人権状況特別報告者が来日し、拉致被害者御家族及び政府関係者を始めとする関係者と意見交換を行った。

子どもの権利の分野に関しては、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)(SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み)の理事国及びパスファインディング国(GPeVACにおいて、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国)として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでおり、7月には第1回子どもに対する暴力撲滅円卓会議を開催した。また、同行動計画に子どもの意見を取り入れるため、8月から10月までインターネット上で子どもパブコメ(パブリック・コメント)が実施され、900を超える意見が寄せられた。

さらに、第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に引き続き取り組んだ。同行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置、また、幅広い意見を聴取することを目的とし、諮問委員会、及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学術界、市民社会、消費者団体等からの意見を踏まえつつ、議論を重ね、7月に同行動計画の優先分野を特定した。令和2年2月には、同行動計画の原案を公表し、広く国民からの意見を募るため、同年3月までパブリック・コメントを実施した。同行動計画の策定過程においては、国連「ビジネスと人権」作業部会委員を含む国外からの有識者との意見交換や、大阪で「ビジネスと人権」に関する周知を図ることを目的とした国内セミナーを開催するなど、様々な意見交換の場を設けることに努めた。

(4) 7月にフランスで開催された民主主義共同体のサイドイベントや9月の国連総会の機会に開催されたサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。11月にカナダで開催されたG7即応メカニズム(RRM)関連会合及びシンポジウムに参加し、選挙介入等の民主主義への介入について議論を行った。また、令和2年1月及び3月に開催された電話会議に参加し、G7諸国と民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。

2 二国間関係

8月、カンボジアにおいて、第10回日・カンボジア人権対話を開催した。本人権対話では、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の一般的な人権分野における課題のほか、カンボジアに対する日本の能力強化支援、人権分野における国際場裡での協力等について意見交換を行った。また、令和2年2月、ミャンマーにおいて、第7回日・ミャンマー人権対話を開催した。本人権対話では、ラカイン州の状況改善及び避難民帰還の進展に向けた協議を行ったほか、ミャンマーの少数民族地域における和平プロセスや人権分野における国際場裡での協力等についても議論した。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。具体的には、人種差別撤廃条約第10回・11回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見に対するフォローアップ回答、及び強制失踪条約第1回政府報告審査に関する強制失踪委員会の総括所見に対するフォローアップ回答をOHCHRに提出した。また、自由権規約第7回政府報告をOHCHRに提出した。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、4月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほかに外部講師が出席し、児童の権利委員会における活動や個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。

- (3) 12月に第33回赤十字・赤新月国際会議に参加し、国際人道法（IHL）の国内履行強化に関する決議の採択に向けた文言交渉に関与したほか、IHLを巡る最近の動向に関する議論に参加した。さらに、本国際会議では、政府としてステートメントを実施し、国際社会に対して、医療従事者及び人道支援関係者の保護や、サイバー空間を用いた戦闘及び自律型兵器システムの使用に関するIHLの履行強化を訴えた。また、10月及び令和2年2月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。
- (4) 令和2年2月の人権理事会ハイレベルセグメントに尾身外務大臣政務官が出席してステートメントを実施し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

令和2年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、ハンセン病差別撤廃決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業活動における人権の尊重に係る行動計画の策定を通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保及び向上を図っていく。
- (3) G7即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- （注）G7シャルルボワ・サミット（平成30年6月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和2年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。
- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法制度との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。
- (3) 国際事実調査委員会（IHFFC）グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた、IHFFCの活動の支援や国際人道法（IHL）の履行強化に関与する等、IHLの履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社と共同したIHL国内委員会の開催等を通じて国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は、国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我

が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものであるため、それら取組の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切である。

我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるため、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施の両方に取り組んでいく必要がある。また、人権の保護・促進を重視する、国際社会の一員としての責務を果たす観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の着実な履行に努め、また、未締結の選択議定書等について引き続き検討を進める必要がある。さらに、このような取組を含め、我が国の人権分野における取組につき、国際社会の理解を促進することも重要である。

測定指標 7-2 人道分野での取組（難民等への支援）＊

中期目標（一年度）

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

平成 30 年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民（5 家族 22 名）の受入れを行い、さらに受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成 29 年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、平成 30 年度は第三国定住で受け入れた難民を兵庫県神戸市に定住させることを実現した。加えて、10 月以降、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房とともに主催し、第三国定住制度に基づく受入れ対象等の拡大について議論を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均 172 人）を実施した。
- 3 国連難民高等弁務官の訪日や IOM 及び難民支援を行う NGO との協議の機会を活用して UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。加えて、令和 2 年度から実施する第三国定住の受入れ対象等の拡大に向けて、適切な準備を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民（6 家族 20 名）の受入れを行い、受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成 29 年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、令和元年度は第三国定住で受け入れた難民を愛知県名古屋市及び春日井市に定住させることを実現した。
平成 30 年 10 月から「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房と共に主催し、その報告を受け、令和元年 6 月、第三国定住による難民の受入拡大が決定された。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援（月平均 186 人）を実施した。
- 3 9 月には UNHCR 保護局長との難民保護における協議を実施したほか、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議の機会を活用して UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、必要な情報交換等を行

い、円滑な難民支援を実施した。

令和2年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民の受入れの在り方を適切に見直し、改善を図るとともに、円滑に受入れを実施していく必要がある。

測定指標7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

(注)平成30年度の測定指標「人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況」における年度目標値及び実績値	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	平成29年度同様、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合は、26年度（注：27,28年度は無投票採択）より多くの賛成票を確保する。	無投票採択	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（カンボジア人権状況決議）	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国が提出・提案している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及びアジアにおける人権状況に対する国際的な関心と理解が高まっていることと同義であるため。

我が国は、平成20年から11年連続でEUと共同で人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出しており、平成30年度は、北朝鮮人権状況決議の採択状況を測定指標として設定したが、平成31年3月の人権理事会においては、諸情勢を総合的に検討した結果、我が国は同決議案を提出せず、EUが提出した同決議案が無投票採択された経緯がある。今後の人権理事会における北朝鮮人権状況決議に関しては、事態の推移を注視しつつ、あらゆる選択肢を勘案しながら対応を決定することになるため、現時点では予断できないことから、令和元年度及び令和2年度においては、人権理事会に我が国が提出・提案する決議の採択状況を測定指標とすることとし（我が国は、北朝鮮人権状況決議以外に、これまでカンボジア人権状況決議、ハンセン病差別撤廃決議を提出）、それら決議案が幅広い支持を得て採択されることを確保することを目標とすることとした。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）		関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）	当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	事業番号
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (平成 11 年度)	1 国連等における議論や取組等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進める。国連事務局の人権担当部門である OHCHR の活動を始め、国連等による社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要人権条約により設置されている各種委員会での日本人委員の活躍を実現する。特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1 7-3
	2 主要人権条約・人道法の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。 こうした取組は、国際社会における人権の保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等に寄与する。				7-1
	21 (8.3)	13 (13)	11 (10)	19	068
②国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR) 拠出金(任意拠出金) (平成 17 年度)	OHCHRは国連事務局の人権担当部門として機能する、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本件拠出金は、カンボジア事務所の能力構築支援及びアフリカにおける紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトへの援助に充てられる。 こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は、我が国の一貫した人権重視の姿勢を対外的に示すとともに、アジアやアフリカ等において人権・民主主義を保護・促進することにつながり、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交の一層の推進に寄与する。				7-1 7-3
	213 (213)	13 (13)	7 (7)	2	209
③難民等救援業務委託事業 (昭和 54 年度)	我が国に庇護を求める者(難民認定申請者等)のうち困窮の度合いが高い者に対し、生活面での保護等を行う。 難民認定申請者等に対して、保護費の支給を行うことは、責任ある国際社会の一員である我が国の道義的責任であり、申請者等の生活を支援することを通じ、我が国の社会的安定にも寄与する。				7-2
	497 (497)	481 (481)	489 (387)	352	066
④難民等定住者支援業務委託事業 (平成 17 年度)	インドシナ難民、条約難民等及び第三国定住により受け入れた難民が、我が国への円滑な社会統合を果たし、自立した生活を営めるよう、定住支援等を行う。 国際貢献及び人道支援の観点から、受入れた難民に対する定住支援を行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。				7-2
	93 (93)	100 (100)	111 (212)	219	067
⑤国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金)	本拠出金は、恒久的な難民問題解決手段の一つである「第三国定住」により我が国に受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教育、渡航関連等、難民が我が国到着までに不可欠な支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 IOMへの拠出金等を通じて実施される第三国定住による難民受入れにおける我が国の貢献は、長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するものであ				7-2

(平成 22 年度)	って、国連機関や国際社会から高い評価を得ることにつながり、アジアの主要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。				215
	48 (48)	48 (48)	37 (37)	35	
⑥「ビジネスと人権」に関する国別行動計画策定経費 (令和元年度)	企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る国別行動計画を策定する。 日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進の推進並びに日本企業の競争力の確保及び向上に寄与する。				7-1
	—	—	55 (44)	52	069
⑦児童に対する暴力撲滅基金拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基金」への拠出を通じ、紛争等により近年人道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急的に必要とされている地域における児童の保護に充てられる。 本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進に寄与する。				7-1
	650 (650)	0 (0)	0 (0)	0	240
⑧国際事実調査委員会 (IHFFC) 拠出金(義務的拠出金) (平成 18 年度)	国際人道法 (IHL) は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要である。ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書には、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による IHL の適用確保手段として国際事実調査委員会 (IHFFC) を設置する規定が含まれている (第 90 条)。我が国は、IHFFC の権限を受入れており、本件拠出金は、その活動・運営費用に充てられる。 本拠出を通じ IHFFC の活動を支持することで、我が国は、第三者機関の監視による IHL の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、IHL の的確な実施を確保し、有事においても国際法にのっとって行動するという意思を国際社会に明らかにしている。また、日本も参加している IHFFC グループ・オブ・フレンズ会合等を通じ、他国に対し IHFFC の重要性を説いていく。				7-1
	4 (4)	4 (4)	4 (4)	3	197

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
五（一億総活躍社会）
- ・「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 9 月 20 日）
- ・第 5 回国際女性会議 WAW!/W20 における安倍総理大臣開会挨拶（平成 31 年 3 月 23 日）

測定指標 8－1 女性の権利の保護・促進 *

中期目標（--年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。

平成 30 年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW!2018 の開催等を通じて我が国の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、また、WINDS 大使なども活用しつつ、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図るため、我が方在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、令和元年の G20 及び W20 の我が国開催を見据えて、G20 及び G7 の議論・対話に積極的に参加する。また、国際機関や我が方在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく、サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
- 3 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- 4 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また、行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い、同行動計画の初めての改訂版を策定する。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 31 年 3 月に、5 回目となる国際女性会議 WAW! を G20 のエンゲージメント・グループの一つである W20 と同時に開催した。「WAW! For Diversity」をテーマに、W20 と WAW! の合同セッションを設け、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学术界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論し、2 日間で約 3,000 人が来場した。また、2 日間にわたる議論の結果を取りまとめた総括文書を作成した。
- 2 6 月の G7 シャルルボワ・サミット（カナダ）では、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に、途上国の女兒・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために 2 億ドルのコミットメントを発表した。
12 月の G20 ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）では、女性のエンパワーメントについて、女性の労働参画推進、デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップの解消、職

業や育児休暇へのアクセス、女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。平成 29 年 7 月の G20 ハンブルグ・サミット（ドイツ）の際に立ち上げが発表され、日本が 5,000 万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）については、継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

女性活躍推進に向けたネットワーク構築のためのフォローアップセミナーとして、平成 31 年 3 月に在トロント総領事館が日本政府の取組紹介や STEM 分野で輝く女性の活躍についてビデオ上映を実施し、約 500 名の女性起業家が参加した。このほか、女性政策に関する発信のため、平成 31 年 1 月の欧州評議会に大崎麻子関西学院大学客員教授を派遣し、講演会及び意見交換会を実施した。

- 3 国連女性機関（UN Women）に対して約 2,366 万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」（LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には、シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。12 月には「G20、女性活躍、そして SDGs ゴール 5 へ～ジェンダーギャップを解消するためにできること」をテーマにした女性活躍推進議連と国連女性機関日本事務所共催のシンポジウムに西村女性担当大使が出席し、挨拶を行うなど連携した。

また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し、110 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

- 4 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）について、平成 27 年に策定した国連安保理決議第 1325 号の履行に向けた「行動計画」の実施状況について、モニタリング及び評価結果をまとめた第 3 回の年次報告書の公表に向けた作業を行った。また、同計画には策定から 3 年後に改訂を行うことが明記されているところ、関係省庁との調整、有識者、NGO・市民社会との意見交換、パブリック・コメントを経て、平成 31 年 3 月の WAW! に合わせて改訂版を策定し、外務省ホームページで公表した。改訂版では国連 PKO 要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待（SEA）の防止が盛り込まれた。また、それにより、実施主体に海上保安庁も新たに含まれた。

6 月の G7 シャルルボワ・サミットにおいて、G7 WPS パートナリシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことを踏まえ、また、行動計画の実施目標に含まれる他国への WPS 分野の支援の一環として、日本はスリランカをパートナー国として、平成 31 年 4 月からスリランカの WPS 行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなった。

- 5 第 5 回 WAW!/W20 の機会に、国連人権条約体対日理解促進プログラムの一環として、ニコル・アムリーヌ女子差別撤廃委員会副委員長及びバンダナ・ラナ委員を招へいた。来日中、片山内閣府担当大臣や内閣府男女共同参画局長から女性活躍推進のための日本の施策・取組について説明し、日本政府の女性分野の施策に対する理解を促進した。また、松川るい参議院議員（女性活躍推進議連事務局長）と面会し、女性の政治参画等について意見交換した。両委員からは、「女子差別撤廃条約の信条を理解いただけた」、「安倍総理大臣は目的にかなった具体的な施策を多数実行しており、女性のエンパワーメントについて非常に重要に考えている」と好評価を得た。また、6 月にニューヨークの国連本部で開催された第 20 回女子差別撤廃条約締約国会合において、女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。

- 6 国連女性の地位委員会（CSW）

平成 31 年 3 月の第 63 回 CSW に、田中由美子日本代表（城西国際大学招へい教授）、各府省庁、国際協力機構（JICA）及び NGO から成る代表団が出席した。「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーへのアクセス」を優先テーマに議論が展開され、田中代表は、一般討論演説で、保育・介護受け皿の拡大、性犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組をアピールした上で、海外における安全で快適な公共交通機関への支援を紹介したほか、閣僚級ラウンドテーブルでは、雇用における男女の均等機会・待遇の確保を実現するための取組や、ひとり親家庭への支援の重要性を強調した。

令和元年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW! の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 （1）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携

わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

- (2) G20 大阪サミット開催に向けて、G20 及びG7の議論・対話に積極的に参加する。G20 では、女性の労働参画・STEM 分野を含む女子教育支援、女性ビジネスリーダー・女性起業家の声の反映について議論し、特に女性の労働参画については各国の進捗を把握できるような仕組み構築を主導する。
- 3 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成する。また WPS に関する行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。評価委員とは今後の取組や次の行動計画策定に向けて引き続き意見交換を続ける。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、また、令和2年3月に提出が予定されている政府報告の作成に向けて、関係省庁と連携しつつ作業を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 第6回 WAW!については、前回が平成31年3月末に開催されたことから、令和元年度には開催せず、令和2年4月3日及び4日に開催することを決定し、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした。

- 2 6月28日及び29日に大阪にて開催されたG20大阪サミットでは、我が国は議長国としてリーダーシップを発揮し、首脳宣言に(a)女性の労働参画、(b)STEM 分野を含む女子教育支援、(c)女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、6月29日に公式プログラムの一部として、日本政府は、「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催し、22か国・機関の首脳（メキシコのみ代理として外相）、特別ゲストとしてマキシマ開発のための金融包摂に関する国連特使（オランダ王妃）及びイバンカ・トランプ米国大統領補佐官等が参加した。

8月24日から26日にかけて、G7ピアリッツ・サミットが開催され、「不平等との闘い」をテーマとしてジェンダー平等が議論された結果、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するG7宣言」が採択された。日本の制度として、幼保無償化がグッドプラクティスとして掲載された。アフリカのセッションでは、アフリカにおける女性の起業の促進も議論され、付属文書として「女性起業家支援」が発出された。また、紛争下の性的暴力に関する基金について議論されたことを受け、令和2年度に拠出を行うべく予算確保に尽力した。

12月9日から13日までの間、向井千秋東京理科大学特任副学長をタイに派遣し、アジア工科大学及びサシン経営大学院において教育機関や研究におけるジェンダー平等の重要性につき講演会を開催したほか、在タイ日本国大使公邸において、西本伴子 ILO アジア太平洋総局長及びバンコクで働く日本人女性108名との交流会を兼ねた講演会を開催。いずれも、参加者から有意義であったとの好評を得た。また、令和2年2月25日に国連女性機関（UN Women）主催G7国際女性の日イベントに、川村駐カナダ大使が出席し、我が国の女性活躍推進に向けた取組につき、広く発信・広報するとともに、海渡千佳（株）フロークリエイション代表取締役を派遣し、日本人女性起業家の視点から見た日本のジェンダー平等の事情につき参加各国の関係者と情報共有・議論が行われた。このほか、在フランス大使館、在ストラスブール総領事館、在バルセロナ総領事館、EU 代表部等が、それぞれ、現地の関係機関との共催、あるいは、現地の関係機関に対する支援（資金的支援、人材派遣等）をすることで、ジェンダー平等に関する広報・啓発活動を行った。

- 3 国連女性機関（UN Women）との協力を通じた女性のエンパワーメント促進については、同機関に対して約1,750万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」（LEAP）のチャンピオン国（指導的役割を果たす国）として同分野を重点的に支援した。具体的には、中東における女性の経済的エンパワーメントやアジア・アフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。また、6月のG20大阪サミットにおける「首脳特別イベント」へのムランボ＝ヌカカ同機関事務局長を招へいたほか、同事務局長に上智大学と共催のキャリアセミナーへの出席の機会を作り、啓発活動を行った。さらに9月には、第1回日・国連女性機関政策対話を実施し協力関係を深化させた。

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対しては、153.5 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国であるイラク、コンゴ民主共和国及び中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策に取り組んだ。

- 4 平成 31 年 3 月、女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）に関する「行動計画」を改訂した第 2 次行動計画を策定し、市民社会・NGO に対して周知説明及び意見交換を 7 月と 12 月に開催した。また、7 月には別途、評価委員と市民社会・NGO との意見交換も実施し、同会合において外務省から ODA を使った具体的な案件形成の際にも WPS の視点を入れることや、国際機関との連携を視点の 1 つとして取り入れることの重要性につき説明を行った。年次報告書の作成が隔年となったため、モニタリング作業として、政府モニタリング作業部会による行動計画の実施状況報告書を作成し外務省ウェブサイトで公表した（日本語のみ）。
- 5 女子差別撤廃条約の報告は簡易報告手続で行うことが決定され、女子差別撤廃委員会から令和 2 年 3 月に国内実施状況に関する質問票が送付された。

令和 2 年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議 WAW! の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2 （1）女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
（2）G20 大阪サミットの結果を踏まえて、G20（サウジアラビア）及び G7（米国）における議論・対話に積極的に参加する。取り分け、G20 では、G20 大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWER の設立目的である G20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家や W20 関係者等と緊密に連携する。
- 3 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所への拠出等を通じ、主に中東・アフリカにおいて女性のエンパワメント、女性・平和・安全保障、紛争下の性的暴力の防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を策定する。また、行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。平成 30 年の G7 シャルルボワ・サミットにおいて立ち上げられた G7 WPS パートナリシップ・イニシアティブを引き続き実施する。また、紛争関連の性的暴力生存者の国際基金への拠出及び運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 5 女子差別撤廃委員会から令和 2 年 3 月に送付された質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

女性の権利の保護・促進に向けた国際協力を推進していくためには、従来実施してきている国際的な連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することにより、これまで協力がなされていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展を図ることが重要である。

特に、国際女性会議 WAW! の開催、そのフォローアップイベントの国外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展につながるものであり、有益である。また、G7/G20 や女子差別撤廃条約（CEDAW）を始めとする国連の下での各種取組における積極的な参画も、「北京宣言及び行動綱領」25 周年に際し、国際社会における女性分野における存在感を一層高める上で重要である。

我が国は「女性・平和・安全保障（WPS）に関する政府行動計画」を平成 27 年に策定して以降（令

和元年3月に第2次行動計画を作成)、WPS分野にも注力しており、令和2年度から「紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金」への拠出も行うが、理事国として一層積極的に関与することで、本分野における存在感を高めることが重要。

測定指標8-2 国連女性機関 (UN Women) に対するコア拠出額の順位

(出典:国連女性機関 (UN Women) ホームページ)	中期目標値	平成30年度		令和元年度		令和2年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	8位以内	9位	8位以内	14位	8位以内

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

令和2年は、北京宣言採択25周年、女性・平和・安全保障安保理決議採択20周年、国連女性機関創設10周年、SDGs採択5周年など女性課題にとって特別な年。女性に対するエンパワーメントや性暴力の防止などといった問題の重要性は年々高まっており、我が国はこうした女性の権利の保護・促進に向けた国際社会における動きをリードすべく、引き続き国連女性機関 (UN Women) との連携を強化し、我が国の本分野における国際社会でのプレゼンスを更に高めることが重要。その観点から、国連女性機関 (UN Women) に対するコア拠出額の順位を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国連女性機関 (UN Women) との連携強化の観点から、我が方として可能な限り努力したが、他国の拠出金増額が我が国の拠出金額よりも大きかったことから目標を維持できなかった。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計 (執行額) (単位: 百万円)			当初予算額 (単位: 百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
①女性・平和・安全保障に関する行動計画 関連経費 (平成27年度)	専門家で構成される評価委員会が、モニタリング作業部会からの実施状況報告を基にモニタリング実施状況報告書を作成する。 このような取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、女性の権利の保護・促進に寄与する。				8-1
	1 (0.5)	0.9 (0.9)	0.7 (0.9)	0.5	070
②国連人権条約体対日理解 促進プログラム 関連経費 (平成29年度)	女子差別撤廃委員会等国連人権条約体の委員を訪日招へいする。 これにより、男女共同参画分野における我が国の取組及び伝統・文化に対する理解を増進するとともに、同分野における国際的重要課題に関し理解を促進する。				8-1
	6 (4)	6 (3)	4 (4)	2	073
③女性関連国際シンポジウム 開催経費 (平成27年度)	国内外の有識者を日本に招待し、国際女性会議 WAW! を開催し、女性活躍推進に関連する諸課題について経験・知見の共有を行う。 これにより、当該分野の課題解決につながる議論を活性化させ、取組の推進につなげていくとともに、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。				8-1
	92 (86)	86 (73)	86 (59)	82	071
④在外公館における女性 関連セミナー 開催経費 (平成27年度)	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する取組・進捗を世界の各地域においてアピールし、国内外における女性活躍推進の動きをリードしていく姿勢を示すため、在外公館主催にて女性関連セミナーを実施するとともに、在外公館が協力するセミナー等の活動に日本国内から講師等を派遣する。 上記取組は、女性・ジェンダー問題に関する我が国の積極的な外交政策推進に貢献する。				8-1

	8 (5)	6 (2)	4 (3)	3	072
⑤ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関 (UN Women) 拠出金 (任意拠出金) (平成 23 年度)	ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関 (UN Women) が行っている以下の活動等を支援する。 1 世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力 2 国連女性の地位委員会を始めとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援 3 国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整 重点分野として、女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築を目標とする。 こうした国連女性機関 (UN Women) を通じた我が国の貢献は、途上国の女性の社会進出とエンパワメント、平和と安全保障への女性の参画、女性に対する暴力の防止に寄与するとともに、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上が図られる。				8-1 8-2
	2, 272 (2, 272)	1, 951 (1, 951)	2, 175 (2, 175)	420	205
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG) 拠出金 (任意拠出金) (平成 25 年度)	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけた SRSG の活動を支援する。 これにより、我が国の「女性の輝く社会」の構築及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアティブを示すという意味からも大変意義がある。				8-1
	121 (121)	172 (172)	120 (120)	21	221
⑦紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金拠出金 (新規) (令和 2 年度)	本基金は、平成 30 (2018) 年ノーベル平和賞受賞者のデニス・ムクウェゲ氏とナーディア・ムラード女史が令和元 (2019) 年 10 月に設立した基金である。紛争関連の性的暴力は看過できない問題であるという観点から、紛争下の性的暴力の生存者救済プログラムへの財政的、技術的支援を目的に拠出を行う。 これにより、紛争下の性的暴力の被害者救済のための国際的メカニズムの構築及び関連プロジェクトの実施に寄与する。				8-1
	—	—	—	246	新 02-016
⑧女性起業家資金イニシアティブ拠出金 (平成 29 年度)	本拠出金は、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し、特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定、復興、平和構築を実現することに寄与する。				8-1
	5, 500 (5, 500)	0 (0)	0 (0)	0	374

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会・衆議院安全保障委員会における茂木外務大臣所信（令和 2 年 3 月 5 日）
「核兵器のない世界の実現」

測定指標 9－1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標（一年度）

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第 2 回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として、国際社会が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、日本と豪州が主導する CTBT フレズボ外相会合の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月にジュネーブで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会に、河野外務大臣が出席し、核軍縮をとりまく厳しい国際環境の中、重要な成果を上げてきた NPT 体制の維持・強化が引き続き日本の取組の中心であることを強調するとともに、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会

- 議」の提言（効果的な核軍縮への橋渡し-2020 年 NPT 運用検討会議のための提言）（平成 30 年 3 月提出）に示されている取組として、透明性、検証や対話型討論を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけた。また、河野外務大臣はサイドイベントにおいても、「賢人会議」の提言を紹介した。
- 2 NPDI として、上記第 2 回準備委員会に、4 本の作業文書（透明性、北朝鮮、NPT 運用検討プロセス強化、保障措置）を提出した。また、透明性・報告に関するサイドイベントを開催し、具体的な議論に資するよう貢献した。その他、韓国（6 月）、豪州（7 月）、インド（7 月）、イスラエル（11 月）及びロシア（12 月）との間で軍縮・不拡散協議を実施し、二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。
 - 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第 3 回会合を 11 月に長崎で開催した。日本人委員 7 名のほか、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者 8 名の計 15 名が参加した。同会合では、平成 30 年 3 月の「賢人会議」の提言を踏まえて、核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について活発な議論が行われた。
また、12 月、第 73 回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案が 162 か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、国家間の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々の間の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤の形成に貢献することを目指したものであり、核兵器国である英国が共同提案国となった。また、核兵器禁止条約に賛成した 122 か国中、101 か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。
 - 4 4 月の 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会及び 7 月のゼルボ CTBT 事務局長との共同アピールにおいて北朝鮮に、また、10 月の日印首脳共同声明においてインドに、CTBT 批准・署名を求めた。5 月には、第 8 回太平洋・島サミットにおいて発出された首脳宣言で CTBT の重要性を確認した。9 月には、ニューヨークで河野外務大臣が第 9 回 CTBT フレンズ外相会合をペイン豪外相と共同議長として主催し、約 30 か国の外相が参加するなど CTBT の発効に向けた幅広い国のハイレベルのコミットメントを確認した。また、同外相会合の機会に、タイが CTBT を批准し、ツバルが署名した。さらに、10 月に開催された TICAD 閣僚会合の際、我が国ハイレベルからアフリカの未署名・未批准国に働きかけを行い、このうちジンバブエが平成 31 年 2 月に CTBT を批准した。
 - 5 5～6 月、ジュネーブの国連欧州本部において、FMCT ハイレベル専門家準備グループの第 2 回会合が開催され、将来の条約の要素について考えうる選択肢等を盛り込んだ報告書が採択された。我が国からは佐野外務省参与（前軍縮代表部大使）を専門家として派遣し、条約の実質的な要素と勧告の議論に貢献した。
 - 6 IPNDV については、7 月にソウルで行われた作業部会及び 12 月にロンドンで行われた全体会合・作業部会において、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題を洗い出す作業について、既存の軍縮条約の現地査察を含む検証措置等の経験に基づく作業文書等を提出し、議論に貢献した。
 - 7 7 件 12 名に「非核特使」、5 件 40 名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会等へ出席した。また 8 月に、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、ユース非核特使としてジュネーブを訪問した高校生平和大使と各国外交官との意見交換会を軍縮代表部大使主催により実施した。なお、国連軍縮会議の開催はなかった。

令和元年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第 3 回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく、NPT 体制の維持・強化に貢献する作業文書を提出するとともに、少なくとも 2020 年 NPT 運用検討会議の開催において重要な議題選定や議長を選任等の手続き事項を決定すべく、積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出する核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和元年に開催予定の第 11 回 CTBT 発効促進会議に向けて議長を補佐する等、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に取り組み、種々の会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な

取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。

- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会等に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月にニューヨークで開催された2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会に辻外務大臣政務官が出席。会議初日に一般討論演説を行い、2020年がNPT発効50周年であるとともに、核兵器が最後に使用されてから75年という節目の年であることを述べた。加えて日本は、「賢人会議」の「京都アピール」や透明性向上に関するサイドイベントを開催した。NPDIとしては、透明性や軍縮・不拡散教育を含む計5本の作業文書を提出するなど、各分野別の議論に積極的に貢献した。また、同委員会では、同運用検討会議の議題、手続規則等に合意した。
- 2 11月、愛知県名古屋市内において第10回NPDI外相会合を開催した。同会合では、茂木外務大臣がペイン豪外相とともに共同議長を務めた。本会合では、NPT体制の維持・強化の重要性に関するNPDIのコミットメントを示すNPDI外相共同声明が発出され、2020年NPT運用検討会議に向けて、NPDIとして引き続き緊密に連携していくことが確認された。また、令和2年1月の日露軍縮・不拡散協議、日エジプト軍縮・不拡散協議を初めとする二国間協議において、軍縮・不拡散における現下の諸課題について議論した。
- 3 「賢人会議」については、平成31年3月に京都で第4回会合を開催し、現下の状況において核軍縮を進めるために必要な国際社会の取組について議論した結果として、4月、白石座長から河野外務大臣に「京都アピール」を提出。同月のNPT運用検討会議第3回準備委員会において、辻外務大臣政務官が同アピールの内容を紹介した。さらに、7月、東京で第5回会合を開催。核兵器の廃絶に向けて真に乗り越えなければならない、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題に焦点を当てながら、2020年NPT運用検討会議及びその後を見据えて、国際社会として核軍縮の進展をどのように図っていくかについて議論が行われた。上記の議論の結果、これまでの賢人会議における議論を総括する報告書を作成することで委員の間で意見が一致。10月、白石座長から若宮外務副大臣に「議長レポート」を提出した。令和2年3月には、核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合を東京にて開催した。

また、11月2日、我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議案が148か国の支持を得て採択され、12月13日には、国連総会本会議において160か国の支持を得て採択された。同決議案は、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちにに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てたものであり、2020年NPT運用検討会議を見据え、各国共通の基盤形成に寄与した。
- 4 9月にニューヨークで開催された第11回CTBT発効促進会議に茂木外務大臣が出席し、CTBTの発効促進に向けた日本の取組を紹介するとともに、核軍縮・不拡散の取組が着実に進展することへの期待と決意を表明した。また、参加国の総意として、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期の署名・批准の呼びかけ、核実験モラトリアムの維持の呼び掛け、検証体制構築に関する支援の確認、さらに北朝鮮による核実験への非難及び全ての関連安保理決議の遵守及び完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な朝鮮半島の非核化の重要性の表明等を盛り込んだ最終宣言が採択された。
- 5 我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議において、直ちにに取り組むべき措置の一つとして、FMCTの交渉開始を呼び掛けた。また、ジュネーブ軍縮会議や軍縮・不拡散協議を始めとする関係国との二国間協議の機会にFMCTの交渉開始に向けた取組を求めた。
- 6 IPNDVの全体会合及び作業部会に本省担当者及び専門家を派遣し、軍縮条約違反の疑いが生じた場合の解決メカニズムに関する作業文書の提出、演習計画等の策定、技術的デモンストレーション等への参加を通じた貢献を行った。また、平成28年の国連総会決議で設置が決定された核軍縮検証政府専門家会合においては、専門家を派遣し、作業文書の提出等を通じて議論に参加し、核軍縮の推進における検証の役割に関する報告書の作成に貢献した。
- 7 4件延べ6名に「非核特使」、3件延べ40名に「ユース非核特使」を委嘱し、ユース非核特使の被委嘱者が2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会へ派遣された。また、高校生平和大使が国連欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。なお、我が国は2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会において軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントに参加した。

令和2年度目標

- 1 来たるべき NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、作業文書の提出等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が例年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和 2 年に開催予定の第 10 回 CTBT フレンド外相会合に向け、共同議長として、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT を基礎として、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

全体として、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実施を目標とした。なお、国連軍縮会議の開催については、本件会議をホストする自治体の有無等の要因が大きいため昨年同様目標には盛り込まないこととし、代わりに、令和 2 年度に実施予定の軍縮不拡散教育に関するステートメントを通じて、我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組むこととした。

測定指標 9－2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
 - (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行い、また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援（会合の開催等）する。また、イランの核合意（イランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA）））履行及び北朝鮮の核問題への対応のため、以下を実施する。
 - ア イランの核合意履行支援のため、IAEA との協力の下、平成 29 年度にイラン向け保障措置トレーニングを行ったのに引き続き、イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。
 - イ 北朝鮮の核問題については、IAEA が関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における査察活動再開を見据え、準備体制を強化していることを踏まえ、IAEA に対する資金面・人材面での協力を行う方向で準備を進める。
 - (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締結国の増加を図る。
 - (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、IAEA 保障措置シンポジウム（4 年に一度開催）や、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に我が国

として参加し、成功裏の開催に貢献する。

- (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、我が国として、IAEA の保障措置体制の強化に貢献すべく、保障措置局における日本人職員増強を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。
- (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合
- (2) 我が国主催 PSI 訓練「Pacific Shield 18」

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、関連国連安保理決議の履行を含め、米国、インド、パキスタン各国との軍縮・不拡散協議の実施やその他の機会を捉え、関係国と緊密に協議した。また、第 15 回アジア不拡散協議 (ASTOP) (平成 31 年 3 月) や第 26 回アジア輸出管理セミナー (平成 31 年 2 月) 等を通じて、国際的な義務の履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国の能力向上支援を実施した。
- ア 7 月に日本原子力研究開発機構 (JAEA) の協力の下、IAEA 主催のイラン向け保障措置トレーニング・セミナーを支援した。イラン国内の保障措置実施に関与する担当者及び管理職等 26 名に対し、追加議定書に基づく申告等に関するセミナーを実施し、具体的な形で核合意履行支援を実施し、IAEA 及びイラン側から高い評価を受けた。
- イ 7 月の河野外務大臣のウィーン訪問や 12 月の天野 IAEA 事務局長の訪日等を始め、様々なレベルで、不拡散上の課題について IAEA との意思疎通を重ねた。
- (2) NSG 総会 (6 月)、オーストラリア・グループ総会 (6 月)、ミサイル技術管理レジーム拡大ポイント・オブ・コンタクト会合 (12 月)、ワッセナー・アレンジメント総会 (12 月) を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、無形技術移転対策に関する我が国の取組や懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行い、さらにキャッチオール規制の重要性について意見交換を行って他国の取組を促すなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 2 保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書の締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は 2 か国増加し (リベリア及びセルビア) 134 か国となった。また、アルジェリアが署名、タイが批准した。
- (1) 第 15 回アジア不拡散協議 (ASTOP) (平成 31 年 3 月) では追加議定書 (AP) に関するセッションを設け、原子力の平和的利用を行う上での保障措置の着実な実施を働きかけるとともに東南アジア諸国に対する我が国のキャパシティ・ビルディングの取組につき紹介した。その上で、今後の実効性あるキャパシティ・ビルディングに向け、新たに AP 締約国となったタイや未締結国のラオスやミャンマー等の経験や課題につき参加国間での共有を行った。また、イラン向け保障措置トレーニングについては、AP に基づく申告を取り上げ、イランによる AP 履行の能力の向上を支援した。
- (2) 年 5 回開催される IAEA 理事会において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、IAEA 事務局の取組を支援するとともに、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場を表明した。9 月の IAEA 総会に松山内閣府担当大臣が政府代表として参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。また、10 月から 11 月にかけて開催された IAEA 保障措置シンポジウム及び APSN 年次会合に、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するプレゼンテーション等を実施したほか、地域の保障措置関係者のデータベース構築など作業計画を明確化し、地域における保障措置体制強化に貢献した。さらに、IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、平成 31 年 2 月に、IAEA 理事国 (英国、エジプト及びインドネシア) の在ウィーン代表部大使を招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。

- (3) IAEA 理事会等の場を通じて、指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けた IAEA の取組を支持する旨を表明した。12 月の天野事務局長の訪日や平成 31 年 1 月のヘイワード事務次長（予算計画担当）訪日といった機会を捉え、保障措置局を含む IAEA における日本人職員増強に向け、辻外務大臣政務官を始め様々なレベルで意見交換等を実施した。
- 3 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援（11 月）や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を実施した。
- (2) 第 15 回アジア不拡散協議（ASTOP）（平成 31 年 3 月）や第 26 回アジア輸出管理セミナー（平成 31 年 2 月）を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働きかけた。
- 4 (1) 5 月に、拡散に対する安全保障構想（PSI）の 15 周年記念ハイレベル政治会合及びオペレーション専門家（OEG）会合に参加した。ハイレベル政治会合では、今後の取組方針を確認した 4 つの共同声明を採択する際の共同議長を務めるなど、PSI の取組に積極的に参加した。
- (2) 7 月に、我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を実施した。国内からは、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省等が参加した。また、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国が艦船や哨戒機、人員等を派遣したほか、アジア太平洋地域を中心に、19 か国がオブザーバーとして参加し、各国の拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和元年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
- (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に参加し、成功裏の開催に貢献する。
- (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
- (4) イランの核合意については、国際情勢を踏まえつつ、イランによる履行の支援を然るべく行う。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
- (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
- (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、米国、ロシア、豪州、中国、イラン、インド及びエジプトとの間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議や G 7 不拡散局長級会合（NPDG）等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど関係国・IAEA 等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書（AP）の締結に向けた働きかけを行い、令和元年に締約国数は 2 か国増加し（エチオピア及びボリビア）、136 か国となった。また、AP 未締結国や AP 普遍化への関心国（フレンズ国）等が参加する 8 月のアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）や 9 月の IAEA 総会の場を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場をあらゆるレベルで発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化へのフレンズ国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。
- (2) 年に 5 回開催される IAEA 理事会や年次総会の場において、指定理事国として、重要な不拡散

問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。8月にインドネシアで開催されたアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) には、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するワーキング・グループにおいて調整役を務めるなど、会合における議論を主導することを通じて、地域における保障措置体制強化に貢献した。9月のIAEA総会には、竹本内閣府特命担当大臣が政府代表として参加し、政府代表演説やIAEA加盟国のカウンターパートとの会談を実施した。IAEA理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、令和2年2月には、IAEA理事国（モンゴル、ドイツ、スウェーデン、パラグアイ及び南アフリカ）の在ウィーン代表部大使を我が国に招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。さらに、12月にIAEA事務局長に新たに就任したグロッシー事務局長と我が国との強固な関係を構築するため、令和2年2月に同事務局長の早期の訪日を実現させ、安倍総理大臣表敬、茂木外務大臣との会談、原子力関係閣僚等との会談を通じ、日IAEA間の一層の協力関係強化に向けた連携を確認した。

(3) IAEAの効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEAの保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援することが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEAサイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家の派遣を行った。また、同基金を通じた分析用機材調達支援について調整を行い、IAEAの保障措置活動及び体制強化を支援している。

(4) イランが核合意のコミットメントの低減などを行う中で、年5回のIAEA理事会において、指定理事国である我が国から、イランに対して核合意のコミットメントへの復帰や遵守、IAEAとの完全な協力を求めるステートメントを行った。

3 原子力供給国グループ (NSG) 総会 (6月)、オーストラリア・グループ (AG) 総会 (6月)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR) 総会 (10月)、ワッセナー・アレンジメント (WA) 総会 (12月) を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、アジア諸国へのアウトリーチ活動や無形技術移転対策に関する我が国の取組や、懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行うなど、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSGの強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。

4 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援 (7月) を実施したほか、米国等の関係国との協議を通じてアジア諸国へのアウトリーチの取組について意見交換を行うなど、二国間レベルの働きかけや取組を実施した。

(2) 第27回アジア輸出管理セミナー (令和2年2月) を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働きかけた。また、同セミナーのマーゲインで輸出管理レジームによるアウトリーチ会合を開催し、アジア諸国に対してより高いレベルでの輸出管理の実施を促した。3月に予定していた第16回ASTOPについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を延期することとした。

5 12月に、大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、拡散に対する安全保障構想 (PSI) に関して本年度新たに開催されたフィリピン主催「東南アジアワークショップ (SAWS)」に参加した。我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンを行うことで、輸出管理レジームに参加しておらず輸出管理体制が未整備の東南アジア諸国の不拡散の重要性への認識を高めるとともに、アジア地域での阻止事例に関する実際の取組等について情報共有を行うことで、参加国間の相互理解を深めた。同ワークショップに加え、以下の枠組みに参加した。

(1) 9月に、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合に参加し、我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンテーションを行ったほか、机上訓練や各種分科会に出席するなど、PSIの取組に積極的に参加した。

(2) 7月に、韓国主催PSI訓練「Eastern Endeavor 19」に参加し、外務省、警察庁、海上保安庁及び防衛省・自衛隊が参加した。米豪のほかアジア太平洋地域を中心とする各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの取組への理解促進等を図った。

令和2年度目標

1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国

と意思疎通を重ね、緊密に協力する。

- 2 令和元年に新たに就任したグロッシー事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働きかけを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練
 - (3) 東南アジアワークショップ (SAWS)

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

新たな核兵器保有国出現を阻止するため、IAEA 保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要である。また、PSI は大量破壊兵器等の拡散を阻止するための重要な国際的な取組であり、これに積極的に参加することが必要である。

測定指標 9－3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組

中期目標（一年度）

生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

平成 30 年度目標

- 1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
 - (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
 - (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - (4) BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ、年 2 回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。
 - (5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国の能力構築 (キャパシティ・ビルディング) を支援し、BWC の実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。
 - (1) 米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが、シリア等

において化学兵器の使用事案が度々発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための国際的メカニズムの設置の提案や、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、化学兵器禁止機関（OPCW）締約国会議、執行理事会（定期的に年3回、及び必要に応じて随時開催）、条約実施のための各種協議などの定例会合及び5年に1回開催される第4回運用検討会議（11月）において積極的に議論に参加する。

（2）北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め、北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組み、非締約国・地域（北朝鮮、イスラエル及びエジプト）の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。

（3）OPCW締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの定例会合及び第4回運用検討会議へ積極的に参加し、我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に、第4回運用検討会議は5年に1回開催され、今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ、CWCの各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく、積極的に準備会合等での議論に参加し、OPCWの化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。

（4）専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。

（5）OPCWによる査察（対遺棄化学兵器（ACW）、対国内産業等）を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約（BWC）

（1）非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、南アフリカが新たに締約国・地域となった。

（2）8月の専門家会合に専門家とともに参加し、信頼醸成措置の段階的アプローチ、国際機関との連携強化、条約の制度的強化などの提言をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また年に複数回開催される、G7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。

12月の締約国会合では、生物案件への迅速な対応に係る取組に関する作業文書等を提出して議論に貢献したほか、成果文書の採択に尽力した。

（3）バイオセキュリティに関わる民間企業社員、学術関係者、政府関係者等を対象とする会合において、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展についてのプレゼンテーションを実施するなど、国内研究者への啓蒙を行った。

（4）国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において3回開催し、バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ、条約の制度的強化などに関する作業文書を作成し、締約国会合において提出した。

（5）国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、我が国の専門家を派遣して我が国の対応準備に関する発表を行い、BWC締約国による条約実施の促進に貢献した。また、ASEAN諸国のキャパシティ・ビルディングに向けた事業の準備も行った。

2 化学兵器禁止条約（CWC）

（1）第4回特別締約国会議で、我が国も共同提案国となり、有志国とともに他国に支持要請を行った化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定が採択された。この決定により、シリアにおける化学兵器使用の抑止につながる「使用者特定チーム」が設置されることになり、令和元年早期に活動を開始すべく準備を進めた。その後、関係国と連携した働きかけにより、同チームの設置を含む予算案のOPCW締約国会議（11月）での採択、運用検討会議（11月）での同仕組みに関する議長テキストへの反映に貢献した。

（2）非締約国・地域（イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン）に対するCWC加入の呼びかけをOPCWと共に実施した。北朝鮮のCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会での我が国からの働きかけの結果、各国の理解を深めており、北朝鮮加入に向けた少数関係国とOPCWの協議を平成31年3月に開始することにつながった。

（3）OPCW運用検討会議、締約国会議、執行理事会（年3回開催）に参画し、作業文書の提出などを通じて我が国のプレゼンスを示しつつ、遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄に関する声明の発出など国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。

（4）OPCWとの協力の下、ネパール及びスリランカからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また、国内実施当局である経済産業省より、国際的セミナーに職員を専門家として派遣し、国内実施措置の促進に関するプレゼンテーションを行った。

- (5) 25 件の OPCW による査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。
- (6) 「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合」(5 月) や同専門家会合(11 月) に参加し、CWC の各締約国の国内実施体制の強化及び CWC の普遍化が重要である旨声明を発出し、我が国のプレゼンスを示しつつ、国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。

令和元年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
 - (2) BWC の締約国会合、専門家会合及び G 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
 - (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
 - (4) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国等の対応能力の強化などを通じて BWC の実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
 - (1) シリア等において化学兵器の使用事案が引き続き発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みの安定的な運用開始に向けて、また、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、OPCW 締約国会議、執行理事会(定期的に年 3 回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合で積極的に議論に参加する。
 - (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組み、非締約国・地域(北朝鮮、イスラエル及びエジプト)の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
 - (3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、化学兵器のない世界の実現に向けて、特に CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献などの取組を促進すべく、積極的に議論に参加する。
 - (4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
 - (5) OPCW による査察(対遺棄化学兵器(ACW)、対国内産業等)を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)
 - (1) 他の締約国と共同し、非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、タンザニアが新たに締約国となった。
 - (2) 8 月の専門家会合に専門家とともに参加し、「信頼醸成措置の提出向上に向けたアプローチ」、「エボラ出血熱流行を踏まえた日本の対策」及び「バイオセキュリティ対応能力強化に関するワークショップ」に関する作業文書 3 本を提出したほか、同ワークショップの成果に関するサイドイベントを実施し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、グローバル・パートナーシップ等の生物兵器関連の国際会合に積極的に参加し、各国と意見交換及び情報収集を行った。12 月の締約国会合では、BWC の場での課題や提案に関する我が国の立場を積極的に発信するとともに、各締約国の立場の相違に留意しつつ、合意に向けて関係国と調整したり、文言の提案を行うことで同会合報告書の採択に向けて尽力した。
 - (3) バイオセキュリティ分野の国内学術関係者や政府関係者等から情報収集し、我が国方針の形成に役立てるとともに、最新科学技術の進展と BWC との関わり合いなど、生物兵器に関する国際的議論のすう勢について情報共有し、国内研究者への啓蒙を行った。
 - (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により国連軍縮部が実施するプロジェクト(ジュネーブにおけるセミナー 2 回及びアジア諸国でのワークショップ 3 回)に関し、効果的な実施に努め、我が国専門家の知見やベスト・プラクティスをセミナーで共有し、国際的な対応のあり方や重要事項について理解を深めるとともに、ワークショップを通じて東南アジア諸国等の対応能力の強化を図り、BWC 体制の強化に貢献した。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)

- (1) 平成 30 年 6 月の第 4 回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定の確実な履行及び同決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム (IIT) の安定的活動を支援するため、関係国と連携した働きかけにより、関連予算案が締約国会議 (11 月) で採択され、締約国会議報告書に同決定及び IIT に関する記載が反映された。また、IIT の分析活動を支援するため、化学兵器禁止機関 (OPCW) ラボラトリー改修事業に拠出した。
- (2) 非締約国・地域 (イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン) に対する CWC 加入の呼び掛けを OPCW と共に実施した。また、北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会で発信した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会 (年 3 回開催) の議論に参加し、我が国の遺棄化学兵器の廃棄事業の説明やシリアの化学兵器の廃棄の重要性の発信など、国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に関する議論に貢献した。また、国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察のあり方などに関する議論に積極的に貢献した。さらに、アリアス OPCW 事務局長を外務大臣賓客として招へいし、遺棄化学兵器廃棄事業やシリアにおける化学兵器問題に関する我が国の立場につき理解を得るとともに、化学兵器の廃絶及び再出現の防止に向け、今後の連携・協力を確認した。
- (4) 国内実施当局である経済産業省から、6 月の第 17 回アジア国内当局者会合で国内実施の重要性に関するプレゼンテーションを行い、我が国の知見を提供し、他の締約国の国内実施を支援した。
- (5) 20 件以上の OPCW による産業査察及び 6 件の遺棄化学兵器廃棄査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。

令和 2 年度目標

1 生物兵器禁止条約 (BWC) に関し以下を実施する。

- (1) BWC 非締約国・地域に対して、二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
- (2) 12 月の BWC 締約国会合、8 月の専門家会合等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
- (3) 最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化 (1 回)、BWC 国内実施促進ワークショップ (1 回) 及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業 (複数回) を効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。

2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。

- (1) 11 月の締約国会議、7 月、10 月及び令和 3 年 3 月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国・地域の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCW への拠出を通じて、OPCW が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。
- (4) OPCW による、年 12 回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約 20 件行われる国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素である

とともに、各締約国が条約の国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国が CWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

測定指標 9－4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（一年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）については、我が国は平成 29 年 8 月から第 4 回締約国会議議長を務めているところ、締約国の拡大に向けた各種働きかけ、条約の実効的な履行について、引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。特に、国連加盟国（193 か国）の半数を超える 97 か国の締結に向けた働きかけを実施する。
- 2 対人地雷禁止条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを継続する。締約国会議においては、国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。また、会議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約国だけでなく、未締結国を含む国際社会が受入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。また、会議の場を通じて、世界第 2 位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでは、我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合において、LAWS に関連するロボット技術や人工知能（AI）は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないよう指摘しつつ、建設的に議論に参画する。
- 5 小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。平成 30 年の国連第一委員会及び国連総会においても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 武器貿易条約に関し、8 月に第 4 回締約国会議をアジア太平洋地域で初めて東京にて主催し、締約国・地域、オブザーバー国、産業界、有識者、NGO 等、世界各地から約 400 名の参加を得た。同会議では、条約の実効的履行や普遍化、透明性の促進等に関する議論とともに、条約事務局の強化、国際協力の推進等についても活発な意見交換が行われた。また、在外公館を通じ、未締結の 21 か国への働きかけを実施した。平成 30 年末の時点で締約国・地域数は 100 に達した。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、締約国会議（11 月）等の条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、平成 30 年度においては、シリア向け人道的地雷対策支援プロジェクト等、対人地雷対策に関して総額約 41.7 億円の支援を実施した。
- 3 クラスター弾に関する条約に関し、締約国会議（9 月）において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働きかけるとともに、国際機関等を通じた日本の支援について説明した。また、国連総会第一委員会において、ラオス政府とサイドイベントを共催し、我が国の NGO 等を通じた不発弾対策に関する支援について説明した。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）に関し、4 月及び 8 月に開催された政府専門家会合へ代表団を派遣し、各議題において積極的に発言し、議論に建設的に貢献した。河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を三回（7 月、10 月及び平成 31 年 3 月）開催し、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府としての理解増進に努めた。
- 5 6 月に開催された国連小型武器行動計画第 3 回履行検討会議において、アジア大洋州地域選出の副議長国として、成果文書のコンセンサス採択に向け、建設的に議論へ参加した。また、12 月、コ

ロンビア及び南アフリカと共同で国連総会へ提出した小型武器決議がコンセンサスで採択された。小型武器の問題に取り組んできた日本として、同問題について国際社会が一丸となって取り組む機運を醸成すべく、これらの国際的枠組みに積極的かつ建設的に参加した。

令和元年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）普遍化に関する作業部会の共同議長として、平成30年末時点で締約国・地域数が100に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から20年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。また、令和元年11月に予定される検討会議では、条約の普遍化とともに今後5年間における行動計画等の議論に積極的に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、3年間の議論を踏まえた成果をまとめる段階において、特に、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画する。
- 5 小型武器問題については、令和2年の国連小型武器行動計画（UNPOA）第7回隔年会合（7BMS）の開催に向け、令和元年を通じ開催が見込まれる非公式会合において、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATT 普遍化に関する作業部会共同議長として、アジア地域の主要な武器貿易国を中心に、ATT への加入を呼びかけた結果、令和元年末時点で、締約国・地域数は105に達した。また、締約国としてのみならず管理委員会メンバーとしても、条約の効果的な履行、透明性向上と報告等、条約に関する諸分野につき提案やコメントを行い、議論に積極的に貢献した。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、第4回検討会議（11月）には尾身外務大臣政務官が出席し、ハイレベル・セッションでステートメントを行い、我が国の長年にわたる地雷対策支援の実績を強調するとともに、地雷除去支援に加えて、地雷リスク教育や地雷被害者支援等も含む包括的な支援を実施してきた旨述べた。さらに同会議においては、東北大学との共催により、同大学が開発する先進型地雷探知器やその活用について紹介するとともに、カンボジア及びコロンビアの地雷対策関係者も招き、同地雷探知器活用の経験や見通し等につき当事者から紹介するサイドイベントを実施した。また、その他条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の新たな行動計画や履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、令和元年度においては、対人地雷対策に関して総額約40.5億円の支援を実施した。
- 3 クラスター弾に関する条約に関し、第9回締約国会議（9月）において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働きかけるとともに、二国間や、国連地雷対策サービス部（UNMAS）や赤十字国際委員会（ICRC）等の国際機関等を通じた日本の支援について説明した。
- 4 LAWS をめぐる議論について、我が国が平成31年3月に国際社会に示した作業文書は、我が国が主要論点での共通認識を形成すること及び人道と安全保障との間でのバランスの取れた議論をすることが重要であるとの立場を表明し、令和元年度のLAWS 専門家会合での国際的な議論をすることの方向性を提示し、国際社会から好評価を得た。
- 5 国連総会や、国連小型武器行動計画（UNPOA）第7回隔年会合（BMS7）に向けた非公式会合等の議論に積極的に参加し、小型武器問題に取り組む機運の醸成に努めた。国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器に関する決議案を提出し、本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器のテロリスト等への移転を含む非法な取引の根絶、各国が国連小型武器行動計画を効果的に実施することの重要性を強調し、さらに、国連内に新たに設立された小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮」基金（SALIENT fund）を歓迎する内容となっており、国際社会が同問題への取組を促進する上で意義を有するものとなった。

令和2年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）について、令和元年末時点で締約国・地域数が 105 に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。11 月に予定されている第 18 回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。11 月に予定されている第 2 回検討会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、令和 2 年及び 3 年の議論を踏まえて成果をまとめることとなっており、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進に際しては、条約を始めとする既存の枠組みの履行とそれらへの参加国の拡大（条約については締約国の増加）が重要であり、その実現に向けた我が国の取組の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

条約の普遍化に向けた各種会合を通じた働きかけとともに、特に、対人地雷及びクラスター弾の両条約の履行と普遍化を進める上では、人間の安全保障の観点から我が国が長年にわたって実施してきた被害者支援等の国際協力が有益である。また LAWS については、その主要な構成要素である人工知能（AI）やロボット技術が、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で既に利活用されていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないように留意しつつ、国際的なルール作りを進めることが適当である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①包括的核実験禁止条約（CTBT）国内運用体制整備 （平成 16 年度）	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うとともに、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。				9-1
	179 (176)	174 (173)	207 (200)	203	074
②軍備管理・軍縮・不拡散への取組 （＊）	1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。				9-1

	2 軍縮教育普及 毎年8月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席し、外務大臣等を補佐するとともに、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣することやユース非核特使フォーラムを開催することで、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。	9-1
	3 軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。	9-1
	4 国連総会 国連総会第1委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。	9-1
	5 不拡散分野での協力強化 二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、国際的な不拡散上の課題に効果的に対処する。 こうした取組は、国際的な不拡散体制の強化に資する。	9-2
	6 IAEA 保障措置の強化 追加議定書締結促進セミナーの開催、IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等への参加・貢献等、IAEA や関係国との協力を通じ追加議定書の締結を促進し、IAEA 保障措置体制の強化を図る。また、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。 こうした取組は、IAEA 保障措置の強化に資する。	9-2
	7 輸出管理レジーム 輸出管理等を目的とする国際的な枠組みである原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) 及びザンガー委員会の関連会合に積極的に参加し、国際的な連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。WA 及び NSG では、参加国間で関連情報の共有を行うための秘匿情報システムが構築されており、各システムを通じた情報収集及び情報提供も行う。 こうした取組は、輸出管理レジームの強化に資する。	9-2
	8 地域不拡散強化協力 国際的な不拡散体制の強化・発展のため、ASEAN 諸国、中国、韓国等の局長級で、不拡散体制の強化に関し議論を行うアジア不拡散協議 (ASTOP) や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、輸出管理制度の強化を目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。また、アジア太平洋地域における不拡散関連会議への出席や専門家派遣を実施する。 こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。	9-2
	9 拡散に対する安全保障構想 (PSI) PSI 訓練やオペレーション専門家会合 (OEG) への出席及び主催を通じ、PSI に積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 これにより、特にアジアにおける大量破壊兵器等の拡散防止に寄与する。	9-2
	10 (1) 生物兵器禁止条約 (BWC) 生物兵器禁止条約の締約国会合、専門家会合及び各種関連の国際会合等に積極的に参画するとともに、国内実施措置の強化のため、条約の	9-3

	関連分野における国内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い、セミナー等への専門家の派遣を行う。 こうした取組は BWC の実施強化に資する。 (2) 化学兵器禁止条約 (CWC) 化学兵器禁止機関 (OPCW) 締約国会議、執行理事会 (年 3 回開催)、条約実施のための各種協議及び第 4 回運用検討会議 (5 年に 1 回開催) に積極的に参画し昨今発生している条約違反への対応策を提案するとともに、中国遺棄化学兵器 (ACW) 処理事業等への査察受入れにおいて OPCW に協力する。 こうした取組は CWC の実施強化に資する。				075
	78 (61)	62 (44)	35 (24)	35	
③通常兵器の 軍備管理 (*)	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約 (ATT)、対地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働きかけ等を積極的に行う。 これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。				9-4
	—	—	—	—	—
④核軍縮の実 質的な進展た めの賢人会議 (平成 30 年 度)	安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐって国際社会の立場の違いが顕在化している中で、様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍縮の実質的な進展のための賢人会議を開催する。 こうした取組は国際的な核軍縮に向けた機運を高めることに資する。				9-1
	—	37 (30)	40 (21)	40	076
⑤武器貿易条 約第 4 回締約 国会議開催経 費 (平成 30 年 度)	武器貿易条約第 4 回締約国会議議長国として、締約国数が低いレベルに止まっているアジア大洋州地域の非締約国に対する条約締結に向けた機運を創り出すため、日本国内で締約国会議を開催する。 同会議への日本国内の政治、産業各界の関与を実現し、日本国内での同条約の認知度を高め、もって我が国による同条約の更なる貢献に向けた国内基盤の強化を図る。				9-4
	—	16 (37.9)	0 (0)	0	—
⑥軍縮・不拡 散分野におけ る人材育成事 業関係経費 (令和元年 度)	核軍縮・不拡散分野で国際的に活躍する人材育成を目的とし、キャリア構築のための軍縮・不拡散に関する講座及び国際機関への就職を可能とするような国際機関における業務能力向上のための講座を実施する。 こうした取組は、核軍縮・不拡散分野における国際社会での日本のプレゼンスの強化に資する。				9-1
	—	—	5 (0)	0	077
⑦ARF 不拡散・ 軍縮会期間会 合に係る経費 (新規) (令和 2 年 度)	ARF 不拡散・軍縮会期間会合は、ARF の枠組みの下で分野毎に開催される会期間会合の一つであり、2018～2020 年の期間は、韓国 (2018 年)、インドネシア (2019 年)、日本 (2020 年) が共同議長国となることが、平成 29 年の ARF 閣僚会合において決定されており、令和 2 年度は日本で同会合が開催される。同会合では、メンバー国 (25 か国 + 1 地域、1 機関) 及びその他主催国が招待する国際機関などから 60 名程度の参加が想定され、主催国が、会場借料、レセプション及び会議期間中の昼食、コーヒブレイクにかかる飲食費、レセプションや昼食会場への送迎バス経費、会議設営・運営に掛かる諸経費を負担することとなっている。 これらの経費は、ARF 不拡散・軍縮期間会合の成功に不可欠のものであり、我が国の軍縮・不拡散への取組に資する。				9-1

	—	—	—	9	新 02-004
⑧自律型致死兵器システム（LAWS）に関する会議及び調査等に係る経費（新規）（令和 2 年度）	人工知能技術を始めとする自律化技術が高度に応用された兵器とされている自律型致死兵器システム（LAWS）に関し、その定義や特徴、開発の動向、既存の国際法の枠組みでの規制の可否等について、我が国の立場が特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みの下で行われている議論に十分に反映されるようにするための取組。 こうした取組により、本件議論で立場を表明している国が少ないアジア太平洋地域諸国への働きかけを行い、同志国を得ることで、LAWS に関する国際的な議論における我が国の立場への支持を拡大し、我が国の平和、安全及び繁栄を確保しながら、国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	—	—	—	27	新 02-005
⑨国際原子力機関（IAEA）分担金（昭和 32 年度）	本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認（保障措置）、⑤政策、マネジメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネジメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。 本分担金の拠出を通じて、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化をはかり、もって、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。				9-2
	4, 167 (4, 167)	4, 289 (4, 289)	4, 529 (4, 529)	3, 845	175
⑩包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会分担金（平成 9 年度）	包括的核実験禁止条約（CTBT）は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度（IMS）及び②現地査察（OSI）を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要があるが、IMSについては監視観測施設の建設及び既存の監視観測所の維持運営が重要であり、OSIについては、査察技術確立のためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	1, 322 (1, 294)	1, 231 (1, 231)	1, 422 (1, 417)	1, 417	177
⑪化学兵器禁止機関（OPCW）分担金（平成 5 年度）	化学兵器禁止条約（CWC）は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度を設けている。本拠出金は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関（OPCW）が実施する検証活動、締約国による条約の実施促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの運営経費に充てられる。 本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国の国内実施強化、国際協力等に寄与する。				9-3
	780 (780)	793 (662)	837 (760)	713	178

⑫国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (核不拡散基金) (平成 14 年度)	本拠出金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、過去に追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナー実施経費、イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動、IAEAへの我が国専門家派遣等に使用されている。 本拠出により、核不拡散分野における課題に対する IAEA の効率的な監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・強化することで、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。				9-2
	0 (0)	0 (0)	546 (546)	0	180
⑬化学兵器禁止機関 (OPCW) 拠出金 (義務的拠出金) (平成 10 年度)	我が国は化学兵器禁止条約 (CWC) に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器 (ACW) を廃棄する義務を負い、また、化学兵器禁止機関 (OPCW) の各種査察を受け入れ、査察経費を支払う義務がある。本拠出金により、上記査察を受け入れることで、ACW廃棄事業の透明性を確保し、国際社会に対して、我が国が条約義務の誠実な履行に務め、CWC体制の維持・強化に貢献する姿勢を示すことができる。				9-3
	41 (8)	56 (4)	58 (49)	56	187
⑭ワッセナー・アレンジメント (WA) 分担金 (平成 5 年度)	本分担金は、通常兵器及び関連汎用品・技術の国際輸出管理レジームであるWAのオンライン情報共有システムの維持・管理・改善、参加国間での各種会合の開催、WA非参加国に対するアウトリーチ活動、WA事務局 (ウィーン) の運営等のために活用される。 本分担金の拠出を通じて、WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに、共通の規制品目リスト等を踏まえてWA参加国により大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて、地域及び国際の安全と安定に貢献する。				9-2
	27 (27)	28 (28)	30 (29)	23	188
⑮特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) 締約国会議等分担金 (平成 7 年度)	本条約は、安全保障及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。本分担金は、議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組み条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は、非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制を通じ、紛争時における文民の保護を徹底する国際人道法の遵守の強化等を通じた国際社会の平和と安定に寄与する。				9-4
	16 (12)	14 (7)	15 (11)	11	189
⑯生物兵器禁止条約 (BWC) 分担金 (平成 4 年度)	BWCでは、条約の国内実施強化、関連する科学技術の進展のレビュー、国際協力促進等を議題とする会合を開催し、条約の実施強化と普遍化に係る取組を行っている。BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同条約の締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国は、同分担率に基づき分担金を拠出している。 こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。				9-3
	24 (4)	25 (16)	18 (13)	14	190
⑰対人地雷禁止条約締約国	対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約 (オタワ条約) は、平成 9 (1997) 年 12 月に成立し、我が国は同年 12 月に署				9-4

会議等分担金 (平成 10 年度)	名、平成10(1998)年9月に締結した。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため、条約締約国及びオブザーバー国等を対象として、締約国会議等が開催される。 こうした分担金の拠出は、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。				191
	6 (5)	6 (10)	10 (11)	10	
⑮核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議 分担金 (昭和 45 年度)	NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では、NPTの3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)それぞれについて、条約の運用レビューを行う。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。 こうした分担金の拠出は、条約の運用レビューの実施に寄与するとともに、来たるべきNPT運用検討会議における我が国の積極的な貢献のために重要である。				9-1
	20 (1)	20 (8)	20 (12)	40	192
⑯クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金 (平成 22 年度)	クラスター弾の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止を規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 本分担金の拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	7 (4)	3 (1)	4 (4)	15	193
⑰クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金 (令和元年度)	本拠出金は、クラスター弾に関する条約(オスロ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本拠出を通じた我が国の貢献は、オスロ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。				9-4
	—	—	1 (1)	1	258
⑱国際連合軍縮会議拠出金 (任意拠出金) (平成 7 年度)	昭和63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌平成元(1989)年から我が国地方都市において開催されてきている。本会議は、国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり、拠出金は国連軍縮部に拠出され、海外参加者の渡航費用に充てられる。 本拠出金は、自由闊達な議論を通じて、軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するだけでなく、我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社会における我が国発言力を強化するとともに、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。				9-1
	2 (2)	2 (0)	1 (0)	1	218

②特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) 締約国会議等拠出金 (平成 24 年度)	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書(附属議定書V)について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条3項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。本議定書は、爆発性戦争残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等が議論される。 本拠出金は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。				9-4
	4 (0)	3 (0)	2 (1)	0	219
③武器貿易条約締約国会議等分担金 (平成 27 年度)	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	17 (7)	14 (12)	12 (10)	10	223
④対人地雷禁止条約拠出金 (平成 27 年度)	本拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本件拠出は、通常兵器の軍備管理の促進及び軍事関連情報の透明性向上等を通じ、通常兵器の軍備管理に関する国際的枠組みの履行と普遍化に寄与し、ひいては国際社会の平和と安全及び我が国の安全保障に寄与する。				9-4
	10 (10)	9 (9)	4 (4)	3	224
⑤包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会拠出金 (平成 28 年度)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、核実験検証制度を条約発効までに準備しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮等による核実験を精確に検知する体制を強化するため、包括的核実験禁止条約機関に対して、追加的に拠出を行うもの。具体的には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス観測装置の整備・通常時の放射性キセノン観測を実施及び核実験時のデータ解析・評価を迅速化するためのソフトウェア開発等に充てられる。 本拠出を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効促進のための具体的な取組に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。				9-1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	235
⑥国際連合軍縮会議等拠出金 (グローバル及び地域的な軍縮活動のための信託基金拠出金) (平成 28 年度)	本拠出金は、安保理決議1540号の履行状況の監視等を行う1540委員会(安保理理事国から構成)が同決議の履行強化のために検討している事業のうち、政府の履行能力強化のためのセミナー等、必要性の高い事業に使用されている。 本拠出金によって国連加盟国の同決議の履行能力強化のための取組を行うことで、我が国及びアジア太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散の推進に寄与する。				9-1 9-2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	236

②⑦武器貿易条約（ATT）任意信託基金拠出金 （平成 29 年度）	通常兵器の不正な取引を防止することを目的とした本条約の実施、特に、条約により具体的に規定される輸出入に係る国内制度・体制の整備や通常兵器の流用防止等について、締約国及び条約締結を前提とした非締約国における国内制度整備や当局者の能力強化を実施する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATTの締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。				9-4
	330 (330)	0 (0)	0 (0)	0	241
②⑧国連軍縮部拠出金 （平成 29 年度）	本拠出を通じて、我が国は、東南アジア諸国や太平洋地域における能力強化、生物兵器による攻撃時における国連機関間の連携、生物兵器使用時の国際的調査メカニズムの効果的な運用の強化などのプロジェクトを実施する。また、通常兵器の輸出入管理体制が脆弱なサブサハラ・アフリカ地域を中心とする諸国への支援や非国家主体による大量破壊兵器拡散防止の観点からの関係当局職員の能力強化のための支援を行う。 上記のような取組を通じ適切な武器管理等が浸透することで、我が国の安全保障環境が改善され、我が国の軍縮・不拡散に向けた目標にも寄与する。				9-3 9-4
	169 (169)	0 (0)	0 (0)	0	242
②⑨国連軍縮研究所拠出金 （平成 29 年度）	専門家会合やセミナー等の開催を通じ、中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実務者に対し、武器流出リスクの低減のための枠組み・手続き・实际的な措置を特定する知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、非国家主体の武装集団に対する不正な武器の移転を防止、撲滅することは、我が国を取り巻く安全保障環境の改善につながる。				9-4
	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0	243
③⑩ジュネーブ国際開発研究大学院拠出金 （平成 29 年度）	ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管理能力評価支援システム（ACCESS）を構築し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請に応え、次の活動を行う。①国家の武器管理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付け支援。③武器管理における特定の課題に関する技術的支援。④専門家による照会窓口サービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、適切な武器管理が浸透することは、我が国を取り巻く安全保障環境の改善につながる。				9-4
	55 (55)	0 (0)	0 (0)	0	244
③⑪包括的核実験禁止条約（CTBT）国内観測所の緊急改修（包括的核実験禁止条約 機関（CTBT0）準備委員会拠出金） （平成 30 年度）	包括的核実験禁止条約（CTBT）は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度（IMS）及び②現地査察（OSI）を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。本拠出金は、CTBT上の義務に従って設置された、地震観測施設のうち、5 か所において機器に不具合があることが判明したため、機器の追加設置及び観測所の改修・整備に充てられる。 核実験発生時の地震波を観測するという条約上の義務を履行し、国際的な核実験監視体制を強化することとし、安全保障分野に係る国際貢献を行う。				9-1
	—	90 (90)	0 (0)	0	253
③⑫化学兵器禁止機関（OPCW）任意拠出金	本拠出は、化学兵器使用疑義事案などに係る調査・分析を行うOPCW化学・技術センターの施設整備費に充当される。 本拠出を通じ、同センターが化学兵器に関連するより詳細で高精度の分				9-3

(平成 30 年度)	析能力を備え、適時の調査・分析を行えるよう支援することで、中立かつ客観的な科学的方法で化学兵器使用疑義事案に対応し、今後の化学兵器の使用の防止に貢献する。				
	—	298 (298)	0 (0)	0	254
③③国連軍縮部 拠 出 金 (SARCOM) → (アフリカ連 合(AU)に変更) (平成 30 年度)	アフリカ連合 (AU) と連携し、加盟国における小型武器の非合法取引及び拡散を防止するための活動及び小型武器管理能力の向上を目指す。 本拠出金を通じ、アフリカ連合が旗艦イニシアティブとして掲げる「Silencing the guns」の取組を支援することにより、地域及び国際社会の安定に資する。				9-4
	—	59 (59)	0 (0)	0	255
③④国連軍縮部 拠出金 (SALIENT) (平成 30 年度)	グテーレス国連事務総長のイニシアティブにより国連内に新たに立ち上げられたSALIENT (Saving-Lives Entity) 基金を通じ、アフリカにおける小型武器問題への対処（備蓄管理、記録保管・追跡、国境管理、啓発等）に関する政府当局者の能力強化等を目指す。 「事実上の大量破壊兵器」とも称される小型武器問題について、本件基金を通じて対処することは、国際社会の平和と安全の維持についての貢献となる。				9-4
	—	224 (224)	0 (0)	0	256

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説（平成 27 年 4 月 28 日）
- ・第 5 次エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日 閣議決定）

第 2 章

第 2 節 4.（3）原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

第 2 節 11.（1）②二国間エネルギー協力体制の高度化

第 4 節 4.（5）③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（一年度）

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

平成 30 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、令和 2 年に向け、日 IAEA 間の核テロ対策協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 30 年 9 月に IAEA 総会が開催され、政府代表として松山内閣府担当大臣が参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。

平成 30 年 5 月に IAEA 本部（ウィーン）で開催された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の検討会合に出席し、国別討議において日本の活動及び今後の取組や、前回の検討会合（平成 27 年 5 月）で言及された課題（廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定、人材育成の強化、総合規制評価サービス（IRRS）ミッション（注）からの提案の実施）への取組などを報告した。

（注）IAEA 加盟国の原子力規制機関の専門家等によって構成され、規制の枠組みのほか、原子力、放射線、放射性廃棄物等に係る安全を含む幅広い課題について総合的に調査を行う。

平成 30 年 5 月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）を東京にて開催し、過去 1 年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。

また、核セキュリティ関連条約の普遍化のため、局長級の軍縮・不拡散協議やその他国際会議等の場を用いて、未加入国（パキスタン等）に対し、加入に際しての障壁を照会するとともに加入の重要性について働きかけを行い、また、G 7 各国と共に共同デマルシュを実施した。

- 2 平成 30 年 2 月に署名した「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づく IAEA との協力具体化のため、オリンピックや主要競技の世界大会等の開催国と IAEA との間の協力事例を関係省庁に共有するとともに、関係省庁・機関のニーズの聞き取り及び国内の具体的なニーズの指定作業を実施した。

令和元年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」等を念頭に、核テロ対策協力の具体化に向けて日 IAEA 間で更に緊密に協議していく。
- 3 IAEA 核セキュリティに関する閣僚級国際会議（令和 2 年 2 月開催予定）に向け、関係省庁と共に、前回会合以降の日本の核セキュリティ強化に向けた取組や、更なる取組が必要な分野の特定を行い、国内外の核セキュリティ強化に向けた機運を高める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7 月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ（NSWG）が米国で開催され、過去 1 年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認するとともに、現状認識及び今後の取組の方向性等について両国間で議論した。また、4 月には NSWG の下での協力として、外務省において国内関係省庁と米国関係機関との間での意見交換を実施した。
- 2 平成 30 年 2 月に署名された「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、10 月に IAEA 及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関より約 45 名の出席の下、大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練を外務省で実施し、大規模公共行事における核セキュリティ事案を想定したシナリオに基づいて、各関係機関がどのような対応をするか等について議論を行った。
- 3 11 月に、日本原子力研究開発機構（JAEA）の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA 等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する 37 か国から 100 名以上の専門家が参加し、輸送セキュリティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。
- 4 令和 2 年 2 月に、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国際貢献についてアピールしたほか、グロッシェー IAEA 事務局長やブルーエット米エネルギー省長官等との会談を行った。

令和 2 年度目標

- 1 東京オリンピック・パラリンピック大会が令和 3 年夏に延期されたことを受け、今年度の核セキュリティ強化の取組は極めて重要となる。IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。また、令和 2 年中に日本で開催予定の日米核セキュリティ作業グループ等の機会を通じ、核セキュリティ分野における日米間での協力を更に深化・拡大させていく。
- 2 令和 3 年度に開催予定の改正核物質防護条約のレビュー締約国会議に向けて、準備委員会の会合が令和 2 年度中に予定されているところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用の推進に際し、国際協力を通じた原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の確保・促進は極めて重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

特に、IAEA や米国等との協力等を通じた、核セキュリティの強化は原子力の平和的利用の促進において重要である。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け具体的な核テロ対策に万全を期するよう IAEA や米国等と協力していくことが重要である。

測定指標 10－2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（一年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を 6 月に IAEA 事務局へ提供した。我が国が提供した情報は、IAEA 事務局の評価コメントが付された形で、IAEA のホームページ (HP) に掲載された。また、11 月に東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第 4 回 IAEA レビューミッションを実施した。本レビューミッションの最終報告書 (平成 31 年 1 月に受領) を反映した包括的な情報提供を行い、IAEA の HP で公開予定。
放射線モニタリングと除染分野における IAEA と福島県との協力プロジェクトに関し、平成 25 年から平成 29 年までの活動成果の最終報告書が完成し、11 月に福島県の HP に公開 (英語版) された。また、一般広報用のリーフレット (日本語版及び英語版) も福島県の HP 上で公開された。
東電福島第一原発の汚染水発生量を低減する目的で、東電福島第一原発の手前で汲み上げ海洋放出している地下水 (地下水バイパス及びサブドレン水) の放射性物質濃度、及び放出地点近傍の海洋中の放射性物質濃度のデータを、毎月 IAEA 及び各国の在京大使館へ送付した。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、10 月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和元年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 30 年 11 月に IAEA により行われた、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第 4 回 IAEA レビューミッションの最終報告書が取りまとめられ (平成 31 年 1 月に受領)、平成 31 年 1 月に IAEA の HP で公開された。この報告書において、分かりやすい情報発信の重要性が言及されたこともあり、東電福島第一原発における汚染水の処理状況について、特に混同しやすい汚染水と ALPS 処理水 (注) の違いにつき国際社会に対し分かりやすく説明する観点から、英文広報資料を作成し、9 月にウィーンで開催された IAEA 総会を始めとする国際会議において配布した。また、8 月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を IAEA 事務局へ提供したほか、原則毎月 1 回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施し、原発事故以来 100 回以上に上る在京外交団向け説明会を開催する等在外公館を通じた積極的な情報提供なども行った。
(注) ALPS 処理水 : ALPS (Advanced Liquid Processing System) を含む複数の浄化設備で浄化処理した水。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、6 月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。
- 3 令和 2 年 2 月 10 日に公表された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」による報告書について、同日、ウィーン訪問中の若宮外務副大臣から同報告書の英訳版をグロッシー IAEA 事務局長に手交するとともに、在ウィーン代表部を通じて IAEA による同報告書のレビューを要請した。
- 4 令和 2 年 2 月 26 日、訪日中のグロッシー IAEA 事務局長が東電福島第一原発を視察し、同事務局長からは、同原発の廃炉に向けた我が国の取組への評価と、IAEA による協力について言及があった。また、IAEA の HP にも我が国の取組への評価が掲載された。

令和 2 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等で IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原発事故の経験をいかした国際的な原子力安全強化のため、国際社会に対して、東電福島第一原発事故後の対応についての情報発信等の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは極めて重要。廃炉・汚染水対策は世界にも前例のない困難な事業であり、世界の叡智を結集し、国際社会に開かれた形で進めていくことが必要である。

- ・「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（第5回改訂）（令和元年12月27日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定）
- ・2015年NPT運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説（平成27年4月28日）
- ・「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（平成25年9月3日 原子力災害対策本部決定）

測定指標 10－3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（--年度）

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

平成30年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化
- 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みなどを通じた、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大
- 3 IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCF に対して、平成30年度に797万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、IAEA に対して374万米ドルを拠出、アフリカ、東南アジア、中南米カリブ地域を中心とする57の IAEA 加盟国に対するがんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等の12の IAEA プロジェクトを支援した。
- 2 IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
 - ・ IAEA が実施する技術協力活動に係る研修員の受入れや専門家の派遣、会合の開催について、国内組織の協力強化を支援するため、IAEA に対する国内の人材や組織の提示、国内機関との調整を行った。
 - ・ 日本国内の11大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けた実施取決めの署名（11月）を側面支援したほか、この分野の IAEA プロジェクトに対して PUI 拠出金を割り当て、同コンソーシアムによる研修の開催等の IAEA との協力強化を促進した。
 - ・ 平成31年1月に、ヘイワード IAEA 事務次長を日本に招へいし、国内の研究機関や大学等における意見交換や講演等を実施して、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を強化し、IAEA との協力関係構築や IAEA での勤務に対する関心を高めた。また、各訪問先との意見交換や原子力関連施設の視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務次長にインプットし、IAEA における日本との協力強化に向けた関心強化を図った。
 - ・ IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を図るため、我が国が開催した国連ビジネスセミナー（7月）に際する IAEA への働きかけ・調整、IAEA と企業間の連絡・調整の側面支援を行った。同セミナーでは、IAEA による参加企業に対するプレゼンテーションや個別相談が行われ、相互理解が深まった。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に参加し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、平成30年度に実施された RCA プロジェクト12件のうち11件に日本人専門家の参画や、日本人専門家の IAEA 講師としての派遣が行われたほか、医療分野3件

及び水資源管理分野 1 件の関連会合の国内開催に至った。

- 3 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標 2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、17 (パートナーシップ)) の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

11 月に、原子力の平和的利用、特に保健・医療、農業・食料、環境、水資源等の分野における原子力科学技術の応用と SDGs 達成に向けた取組促進を目的とした IAEA 原子力科学技術閣僚会議が開催され、辻外務大臣政務官が出席し、コスタリカと共に共同議長を務めた。

令和元年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF)、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA)」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。
- 2 1 を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) TCF に対して 802 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業及び原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI に対して 160 万米ドルを追加拠出。PUI を通じて、アジア、アフリカ及び中南米カリブ地域を中心とする IAEA 加盟国に対して、がんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等様々な分野にかかる 59 の IAEA プロジェクトを支援した。
- (2) IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
- IAEA が実施する技術協力活動への国内の人材や組織の協力 (研修員の受入れ、専門家の派遣、会合の開催等) を強化するため、IAEA に対する国内の人材や組織についての情報提供や、IAEA と国内機関による協力に向けた調整を支援した。
 - 日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けて、PUI を通じて、IAEA の関連プロジェクトを支援することで活動強化を促したほか、同コンソーシアムによる IAEA 会合の開催や IAEA 研修員の受入れを支援した。
 - IAEA のサイバースドルフ原子力応用研究所の改修 (ReNuAL) 事業に対して、PUI を通じて 130 万ユーロを支援し、IAEA による原子力応用分野における活動強化に貢献した。同事業により新設された研究棟の一つは、9 月の IAEA 総会において、故天野前 IAEA 事務局長の名を冠して「ユキヤ・アマノ・ラボラトリー」と命名された。
 - 令和 2 年 2 月のグロッシー IAEA 事務局長の訪日に際しては、大阪大学などの教育機関及びサイバースドルフ研究所に質量分析計を提供した島津製作所への訪問、経団連主催の原子力関連企業・団体との意見交換などの機会を設け、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を深め、IAEA との協力関係構築・強化や IAEA での勤務に対する関心向上を促した。また、各訪問先での意見交換や視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務局長にインプットし、日本との協力強化に向けた IAEA の関心向上を図った。
 - RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に参加し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、令和元年度に実施された RCA プロジェクト 12 件すべてにおいて、日本人専門家の参画を実現したほか、医療分野 2 件及び農業・食糧分野 1 件の関連会合の国内開催に至った。
- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標 2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、17 (パートナーシップ)) の達成に向けて取り組んでおり、日本の TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

令和 2 年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF) 拠出金、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金、「原子力科学技術に関する

る研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用促進に向けた活動を支援する。また、これら支援等を通じ、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を後押しし、平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。

2 1 を含む IAEA の原子力の平和的利用にかかる活動の支援を通じ、SDGs 達成に向けた取組を促進する。

3 グロッシェー IAEA 事務局長は、加盟国に対する新型コロナウイルス感染症対策を IAEA の最優先事項と位置づけて取り組んでおり、この取組を支援することで、日・IAEA 協力を強化しつつ、国際的な新型コロナウイルス感染防止の取組を支援する。

4 令和 2 年 3 月にグロッシェー IAEA 事務局長が立上げを発表したマリー・キュリー・フェローシップ・プログラムを支持し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力科学技術の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大している中、TCF 及び PUI への拠出による IAEA の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。日本は、原子力科学技術分野において優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、原子力科学技術分野における協力の促進を目的として RCA 等の枠組みを活用しつつ、国内の人材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献するとともに、国際社会における日本のプレゼンスの強化、また、国内人材・組織の国際展開に資することができる。また、IAEA による原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献することから、IAEA によるこの活動を支援することは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンスの強化につながる。

測定指標 10－4 二国間協定の交渉・協議

中期目標（一年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

平成 30 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中のメキシコとの二国間原子力協定等については引き続き交渉を継続した。また、10 月に、日英原子力協定の改正について交渉を開始することで一致した。

令和元年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

英国の EU 離脱に伴い必要となった現行の日英原子力協定の改正について、6 月に東京で英国との間で交渉を行って以降、妥結に向け、交渉を継続した。

令和 2 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。現在交渉中の日英原子力協定の改正については、年内の署名及び締結を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

原子力の平和的利用と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉・協議の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の適切な交渉・協議の推進が、原子力の平和的利用及び核不拡散の観点から重要である。

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (平成 17 年度)	主に以下の国際協力を推進する。 1 原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合 2 適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施するための、二国間原子力協定等に基づく外交手続 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 4 原子力関連施設の視察 5 原子力専門資料から情報の入手 6 我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。				10-3 10-4
	14 (10)	14 (12)	14 (17)	15	078
②IAEA、G 7 等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (平成 22 年度)	IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2
	—	—	—	—	—
③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (平成 22 年度)	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-2
	—	—	—	—	—

④国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金 (昭和34年度)	技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は、IAEAが開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力を実施するための主要な財源。開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。 原子力先進国であり、IAEA指定理事国である我が国は、本件拠出金により、IAEA技術協力を通じて、国際的な原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	965 (965)	989 (989)	1,052 (1,052)	893	179
⑤平和的利用イニシアティブ拠出金 (平成23年度)	平和的利用イニシアティブは、平成22(2010)年NPT運用検討会議において、原子力の平和的利用促進に係るIAEAの活動を支援するための財源として設立。本イニシアティブの下、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクト等のIAEAの活動を支援。 我が国は、本拠出を通じて、IAEAによる、開発途上国を中心とする加盟国に対する技術協力等を支援し、原子力の平和的利用の促進に貢献する。				10-3
	580 (580)	420 (420)	176 (176)	148	201
⑥国際原子力機関緊急時対応能力研修センター拠出金 (平成30年度)	IAEAは、平成25年5月に緊急時対応能力研修センター(CBC:Capacity Building Centre)を福島県に指定し、原子力事故への対応能力の強化等を目的として国内外の政府関係者等に向けてワークショップを実施している。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実施を支援することで、①東電福島原発事故対応の経験を国際社会へ共有、国際的な原子力安全への貢献、②IAEAのキャパシティ・ビルディングの活動拠点となることで、IAEA及び国際社会における我が国のプレゼンスの向上、③権威ある国際機関の拠点として世界各地より来訪者を受入れ、福島の実況を発信、福島の復興に貢献する。				10-2
	—	50 (50)	38 (38)	28	247

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
四 成長戦略（イノベーション）
- ・統合イノベーション戦略 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
第 II 部
第 1 章（3）エビデンスに基づく政策立案/大学等法人運営の推進
第 4 章 知の国際展開
第 5 章 特に取組を強化すべき主要分野
- ・第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
重要技術の流出への対処
- ・第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）
第 7 章（3）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

測定指標 11－1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシア、シンガポール、ノルウェー、中国、スウェーデン、カナダ及びドイツの計 7 か国それぞれとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。また、スペイン、豪州、英国等とも開催へ向けて調整を行っていたが、総選挙実施その他の相手国側の事情により日程が合わず、令和元年度に持ち越すこととなった。
- 2 新興国との科学技術協力関係の強化については、8 月に第 16 回日中科学技術協力委員会を東京で実施した。EPA に基づく政府間会合としては初めて、4 月にシンガポールとの第 1 回科学技術合同委員会を実施し、両国間の科学技術協力の現状や、バイオメディカル、ICT、宇宙及び北極分野での協力等について意見交換を行った。
- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（平成 31 年 2 月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発

信を行った。

令和元年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 オランダ、米国、豪州、EU、南アフリカ及びセルビアの計6か国・機関との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や量子技術等各種分野の協力について議論した。
- 2 令和2年1月に実施された南アフリカとの合同委員会等、新興国も含めた政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。なお、米国（実務級）やベトナム等とも開催へ向けて調整を行っていたが、新型コロナウイルス感染の状況も踏まえ、令和2年度に持ち越すこととなった。
- 3 STDNを通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和2年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和2年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和2年度に持ち越しとなった米国やベトナム等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

これまでの実績等を踏まえ、また、「第5期科学技術基本計画（平成28年1月 閣議決定）」第7章（3）「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」において、「国は、我が国が取り組む経済・社会的課題に対して、大学、公的研究機関、企業等から創出された成果を世界に発信するとともに、これらの分野においてリーダーシップを発揮すべく、国際機関や国際会合の場を活用する。また、二国間、多国間等の国際協力を戦略的に推進する」こととしていることを踏まえて、年度目標を設定した。政府間合同委員会の開催については、相手国の事情等を含めて予断できない要素があり、令和元年度は目標を下回ったが、過去の開催実績を踏まえ令和元年度目標を維持し、8か国・機関以上とした。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

平成 30 年度目標

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け、イーター計画とブローダー・アプローチいずれも、限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。

- 1 イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加国として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU との協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間の協力・信頼関係の一層の構築に尽力した。イーター理事会等各加盟極が出席する定例会議等の機会を捉え、他の加盟極やイーター機構との間で個別の会談等を行うことにより、コミュニケーションの向上を図った。また、実験炉の建設計画について、平成 29 年 11 月時点では約 50%の建設が完了していたのに対し、11 月時点では約 60%まで建設が進む等、着実な進展を見せた。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と連携し活動を進めた。同計画の国内サイト地である茨城県那珂市及び青森県六ヶ所村において、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設等が引き続き順調に進められた。令和 2 年 4 月以降のブローダー・アプローチの新たなフェーズの協力活動内容について、政府レベルを含め、議論が進められた。

令和元年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。特に、令和 2 年以降の新たなフェーズの協力について、日 EU 間の協力内容の調整に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け加盟極間で緊密に連携し、実験炉の建設計画に沿った取組に尽力した。また、定例理事会や下部委員会での議論を通じ、各極とのコミュニケーションの強化に貢献した。実験炉の建設計画の進捗については、11 月時点で全体の約 65%まで建設が完了したほか、令和 2 年 1 月末には、日本が制作において貢献しているトロイダル磁場コイル初号機の完成式典が明石市で行われるなど、着実な進展を見せた。また、同完成式典出席のため来日したビゴ・イーター機構長は、尾身外務大臣政務官と意見交換し、日本とイーターとの間で引き続き協力を進めることを確認した。
- 2 ブローダー・アプローチについては、茨城県那珂市にて行われている JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の建設が順調に進んだ。また、EU との連携が進展し、令和 2 年 4 月から始まるブローダー・アプローチの新たなフェーズにおける協力活動内容について政府間の議論が断続的に進められた。

令和 2 年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、4 月以降の新たなフェーズの協力が順調に行われるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。さらに、JT-60SA の建設完了に向け、EU と一層緊密に連携し調整に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

多国間の平和目的の科学技術協力であるイーター計画における実験炉の建設計画（平成 19 年に協定

発効。令和 7 年 12 月に運転開始、令和 17 年 12 月に核融合運転開始を目指すもの。) 及びブローダー・アプローチはプロジェクトを実際に軌道に乗せていく時期に入っており、限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが重要。

- ・第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）

測定指標 11－3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（--年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

平成 30 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比 25%減の予算の枠内で活動を実施した。平成 30 年の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 11%の見込み（平成 29 年は 15%）であり、10%目標達成へ向けて着実に進んだ。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に 6 件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和元年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比同額の予算の枠内で活動を実施した。令和元年度の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 10%の見込みであり、10%目標を踏まえて活動している。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を群馬大学重粒子線医学研究センターから派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は EU との共同ファンディングを含め新規に 3 件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めた。

令和 2 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事さ

せることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

ISTC の運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。効率化の2つの大きな指標は、事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要である。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標（--年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を結びつけ、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ、外交上の成果に結びつけていく。特に、今後予定される主要外交機会（大阪 G20、TICAD 7 及び SDGs 首脳級レビュー）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組を進める。
- 2 科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

（1）提言について、持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関しては、科学技術外交推進会議の下でスタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、5月に、「SDGs 達成のための科学技術イノベーションとその手段としての STI ロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」を提言として取りまとめ、同顧問から中根外務副大臣に提出した。また、6月に国連本部で開催された SDGs と科学技術との関係を討議する第3回 STI フォーラムの STI ロードマップに関するセッションにて、同提言について発信した。また TICAD 7 に向けてアフリカ・スタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、平成 31 年 3 月に、TICAD 7 に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」を策定し、阿部外務副大臣に提出した。さらに、デジタル技術に関する取組に関して、7月に安西祐一郎氏（慶應義塾 学事顧問・同大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会 顧問・学術情報分析センター所長）が国連「デジタル協力に関するハイレベルパネル」のメンバーに選任された機会を捉えて、同推進会議の下で、「STI for SDGs を支える人材育成に関する考察」を策定した。

（2）ネットワーク構築活動については、同顧問が 11 月に東京で開催された第 6 回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し、STI for SDGs に関する提言について発信した（第 5 回会合（5 月、於：スイス）及び第 7 回会合（平成 31 年 2 月、於：オマーン）は代理が出席。）。また、科学技術外交推進会議を 3 回開催（5 月、12 月及び平成 31 年 3 月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、米国、カタール、中国、フランス、スペイン、アルゼンチン及びブラジルにおいて、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所等の視察を行った。

（3）G20 大阪サミットに向けての取組としては、5月に策定された SDGs 達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）に関する提言を基に作成された、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方（案）」を G20 大阪サミットの成果物とすべく、G20 作業部会の中で 2 回議論を行った。

- 2 外務大臣科学技術顧問による対外発信については、科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIP キャンパイン」）を 11 月にカタール（第 10 回）にて、平成 31 年 2 月にフランス（第 11 回）、同 3 月にアルゼンチン（第 12 回）及びブラジル（第 13 回）にて実施した。また、国内外で他機関が主催する 11 回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。また、外務省内において、若手職員を対象とする研修における講義（5 月）及び省内セミナー（4 回）を開催した。

令和元年度目標

- 1 (1) 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。
(2) 特に、主要外交機会（G20 大阪サミット、TICAD 7 及び SDGs 首脳級会合等）に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。具体的には、STI for SDGs の発信について、G20 開発作業部会において議論を行った後、シェルパ会合において議論を行い、G20 大阪サミットの成果物に盛り込むことを目指す。また、国連の下でも、STI フォーラム、ハイレベル政治フォーラム（HLPF）及び SDGs 首脳級会合等において発信を行うことにより、科学技術外交に係る対外発信を効果的に実施する。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

(1) 提言

科学技術外交促進会議が、平成 30 年 5 月に策定した提言「SDGs 達成のための科学技術イノベーションとその手段としての STI ロードマップ～世界と共に考え、歩み、創るために～」等を基に、我が国は G20 の議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」を取りまとめ、同「基本的考え方」は、G20 大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。

また、TICAD 7 に向けて平成 31 年 3 月に策定した提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」に盛り込まれた要素は、TICAD 7 における安倍総理大臣のスピーチや成果文書に反映された。また、同提言を受けて、SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）の令和 2 年度分の研究提案募集では、アフリカ地域において ICT を積極的に活用することにより社会課題の解決を目指す提案を奨励することになった。

(2) ネットワーク構築活動

11 月にウィーンにて開催された第 8 回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）に出席し、STI for SDGs ロードマップ策定方法等について提言した。科学技術外交推進会議を 3 回開催（7 月、11 月及び令和 2 年 3 月）し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、イスラエル、パレスチナ、エジプト、ハンガリー、英国、中国、オーストリア、シンガポール及び米国において、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所の視察を行った。

(3) 発信

科学技術イノベーションの対外発信事業（「SIP キャラバン」）を 5 月にエジプト（第 14 回）にて実施した。また、国内外での他機関が主催する 13 回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。外務省内において、職員を対象とするセミナー（3 回）を開催した。

さらに、12 月、外務省は政策研究大学院大学と共催で、第 2 回科学技術外交シンポジウムを開催し、これまでの顧問活動を振り返り、今後の顧問制度の方向性について議論を行い、方向性を示す提言を行った。

2 外務大臣次席科学技術顧問の活動

4 月に、同顧問の活動を補佐するために、外務大臣次席科学技術顧問を設置した。本年度においては、国内外での他機関が主催する 6 回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施したほか、ラオス、ベトナム及びインドにおいて、科学技術担当の政府要人や科学技術顧問等と意見交換を行い、特に南・東南アジア諸国を中心とした科学技術関係者とのネットワークを強化した。

令和 2 年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

科学技術は、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術の専門的知見を活用することは有益である。その基盤強化のために任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」報告書（平成 29 年 8 月 7 日）において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、（１）各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、（２）国内外のネットワークの強化、人材育成、（３）積極的な対外発信、の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。

・第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）

参考指標：ISTC 事務局の職員数

(出典：ISTC 理事会文書) 注：ISTC 事務局の職員数（ヌルスルタン本部＋４支部事務所）の合計人数	実績値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	32	31	30

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
① 科学技術顧問関係経費 (平成 28 年度)	平成 27 年 9 月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策や ODA 卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。同参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、同参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウムを開催すること等を通じて科学技術外交を推進する。 外務省参与の活動を通じ、科学技術外交を効果的に推進することにより、外交政策の企画立案における科学的知見の活用促進に寄与する。				11-4
	23 (20)	24 (22)	22 (16)	24	079
② 科学技術に関する二国間政府間対話の推進 (*)	科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。 これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。				11-1
	—	—	—	—	—
③ イーター計画等の推進 (*)	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。				11-2
	—	—	—	—	—

④G20 イノベーション作業部会 (令和元年度)	日本がリードしてG20におけるSTI for SDGsに関する成果物を策定するために、G20大阪サミットにおいて、実務レベルの協議を開催した。国連を始め国際社会では、SDGs達成にSTIを活用する上で、計画表（STI for SDGsロードマップ）やそのための支援の枠組みの策定が必要との議論が活発化している流れを受けて、「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」等を策定し、G20大阪サミットの成果の一部とするもの。 この取組により、グローバル課題への対応における科学技術の活用促進に寄与する。				11-4
	—	—	15 (1)	—	080
⑤国際科学技術センター (ISTC) 拠出金 (任意拠出金) (平成5年度)	大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTCへの拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び多国間の科学技術協力の推進に貢献する。				11-3
	40 (18)	40 (7)	22 (11)	14	208

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。